

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	28 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年3月まで

私は、夫が自営業を始めたので、それを手伝えるために会社を退職し、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

その後は、私が夫婦の国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間は夫が納付済みであり、私は未納とされている。

ねんきん特別便が届いた時も、本来存在すべき私の厚生年金保険の記録が全く無かったので、私の年金記録は信用できない上、私が4か月分だけ国民年金保険料を納付しないことなど考えられないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の納付開始日から、平成3年4月頃に加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間直後の平成3年4月以降、現在まで国民年金保険料を完納しており、未納とされている期間は申立期間のみである。

さらに、A市は、国民年金の加入手続に際し、加入手続前の現年度に国民年金保険料の未納期間がある場合には、窓口で納付の必要性を説明し、申出があればその場で手書き納付書を作成していたと回答しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の納付状況をみると、平成2年4月まで遡って、その納付期限である3年4月30日までに保険料を現年度納付している記録が複数確認できることから、同市の回答内容を裏付けるとともに、申立人の夫は、元年11月頃に加入手続が行われ、同年4月まで遡って保険料を現年度納付していることなどを踏まえると、申立人が4か月間と短期間である申立期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から59年3月まで

私は、夫が会社を辞めた後は、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて一緒に納付していたので、私にも夫にも未納期間があるのは納得できない。いつも夫婦二人分の保険料を私が納付していたことには確信があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行って以降、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人自身が夫婦二人分をいつも一緒に納付していたと主張しているところ、申立人が所持する昭和57年、58年及び59年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄によると、申立期間を含む当該期間について、おおむね夫婦二人分の保険料が控除されていることが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

昭和63年4月に夫が入院し、その後2年半の間入院していたため、医療費の支払が高額となり、平成元年度は、国民年金保険料の免除を受けた。2年度についても、免除申請の手続を行うため役所に行ったところ、窓口の担当者に「保険料を納めなければ、将来もらう年金額が少なくなる。」と教えられたため、その日のうちに金融機関でお金を下ろして、10万円に少し足した金額を同年度分の保険料として役所の窓口で納付した。

当時の私にとって、金銭的にも時間的にも厳しいときだったので、忘れることができない。それなのに、申立期間が申請免除期間とされており、納付できない。私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録を見ると、国民年金の加入期間中に未納期間は無く、60歳到達まで国民年金保険料を完納している上、申立人の夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続と同時期に、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続も適切に行い、保険料を納付しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の納付の経緯について具体的に陳述するとともに、申立期間の国民年金保険料として納付した金額は、10万円に少し足した金額であったとしているところ、申立期間の納付に要する保険料額は10万800円であり、申立内容とほぼ一致しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び47年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和47年7月から同年10月まで

国民年金の加入手続については、私が20歳になった時に、強制的に国民年金に加入させられたように思う。

申立期間の国民年金保険料については、両親が私の分を自宅に来ていた集金人に納付していたし、私自身も納付していたことがある。

また、その際に、年金手帳に印を押してもらっていた記憶もある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市（現在は、B市）において、昭和44年7月17日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、資格取得の要件を満たした昭和44年*月から申立期間②直前の47年6月までの国民年金被保険者期間において、申立期間①を除き国民年金保険料を完納している上、申立人の両親については、申立期間①を含めて当該期間の保険料を完納しており、当時における申立人の両親及び申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①は12か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該期間当時の生活状況等に特段の変化があったこととはうかがえないことなどを踏まえると、申立期間①の保険料が未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間②について、申立人の両親に係る特殊台帳を見ると、当該期間の納付日付の記載は無いものの、日付が記載されている他の期間の納付日付から、当時、A市においては、i) 国民年金保険料の集金は3か月ごとに行われていたこと、ii) 例えば、昭和46年4月から同年6月までの保険料については、同年7月1日付けで収納記録が記載されているなど、おおむね通常の納期限より1か月程度の余裕を持って収納されていたことが確認できる。

また、申立人は、結婚に伴い、昭和47年10月にC市へ転居したことが戸籍の附票及び申立人の陳述により確認できることを踏まえると、申立期間②のうち、同年7月から同年9月までの国民年金保険料については、集金人が集金に訪れた際、まだ申立人はA市においてその両親と同居していた可能性が高く、両親が自身の保険料と一緒に申立人に係る当該期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

しかし、申立期間②のうち、昭和47年10月の国民年金保険料については、集金人が集金に訪れた際、申立人は既に結婚に伴いC市へ転居していた可能性が高い。

また、申立人自身も、結婚に際して、その両親から国民年金保険料を納付するようにといったようなことを言われた記憶はないと陳述している上、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界していること及び申立人の母親も高齢であることから、申立人の転居当時の状況についての陳述を得ることができず、具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人は、結婚した翌月から会社勤務を始めたとしているところ、特殊台帳を見ると、昭和47年11月2日付けで厚生年金保険の加入に伴い、国民年金被保険者資格を喪失したとみられる記録が、3年4か月後の51年3月に社会保険事務所(当時)に進達されていることが確認でき、転居及び結婚した当時において、国民年金に係る手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間②のうち、昭和47年10月の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から、申立期間②のうち、同年10月の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び47年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 7 月から同年 12 月まで
④ 昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで

時期ははっきりと覚えていないが、夫婦一緒に国民年金の加入手続を A 市役所で行い、その後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

加入当初の国民年金保険料月額は 100 円で、3 か月に一度、自宅に来る女性集金人に納付していたことを覚えている。

何らかの事情で、国民年金保険料を納付できなかった時は、納付書により金融機関で遅れて納付していたはずであり、その時でも夫婦どちらか一方のみの保険料を納付したことはないはずである。

申立期間②及び④の国民年金保険料について、夫が納付済みであるにもかかわらず、私の分のみ未納とされていることは納得できない。

申立期間①、③、⑤及び⑥については、日本年金機構に申立てを行った時には、夫の国民年金保険料も未納であることを教えてもらっていなかった。私の保険料も納付していなかったのかも知れないが、念のため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号により、A 市において、昭和 39 年 4 月 1 日を国民年金被保険者資格の取得日として、41 年 6 月 1 日に夫婦連番で払い出

されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していたとしているところ、夫婦が所持する国民年金手帳及び領収証書等を見ると、国民年金に加入手続後の夫婦の保険料の納付状況は、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の合わせて 6 か月間を除き、全て一致しており、また、申立人の夫のオンライン記録を見ると、申立期間②及び④の保険料は納付済みとされていることが確認できる。

さらに、夫婦が所持する領収証書等を見ると、申立人の申立期間④直後の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間⑤直後の 56 年 10 月から同年 12 月までの期間並びに申立人の夫の申立期間④及び⑤直後の同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料は、いずれも現年度保険料の納付書を使用して過年度納付していることが確認できる一方、特殊台帳を見ると、これらの期間については、いずれも現年度納付として記録されており、この当時の記録管理が適正に行われていなかったこともうかがえる。

これらのことから、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた申立人が、申立期間②及び④について、申立人の夫の保険料のみ納付し、申立人自身の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

しかし、上記のとおり、夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 6 月 1 日に払い出されており、夫婦が所持する国民年金手帳を見ても、同日付けの発行印が確認できるところ、夫婦から、加入手続時に過去の未納保険料を遡って納付したことをうかがわせる陳述は無く、また、当該手帳を所持するより前に別の手帳を所持していたことは無いともしている。

また、上記のとおり、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していたとしており、どちらか一方のみの保険料を納付したことは無いとしているところ、申立人の夫のオンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立期間①、③、⑤及び⑥の保険料は、いずれも未納とされている。

さらに、申立期間①、③、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間①、③、⑤及び⑥の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年12月1日から15年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の「A社」における資格取得日に係る記録を14年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年12月から15年3月までは17万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年8月1日から同年11月13日までの期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の「A社」における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、平成15年5月12日及び同年8月12日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の「A社」における標準賞与額に係る記録を、同年5月12日は8,000円、同年8月12日は23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年2月18日から15年8月1日まで
② 平成15年5月12日
③ 平成15年8月1日から同年11月13日まで

④ 平成 15 年 8 月 12 日

私は、平成 14 年 2 月から 15 年 10 月まで、「A 社」に正社員として在籍し、B 営業所において勤務していた。

ねんきん定期便で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、「A 社」における資格取得日は平成 15 年 8 月 1 日とされており、申立期間①の加入記録が無かった。

また、申立期間②及び④について、所持する平成 15 年春期及び同年夏季の賞与明細書では厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無かった。

さらに、申立期間③について、所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料及び支給額に見合った標準報酬月額よりも低い金額とされていた。

出勤簿、給与明細書及び賞与明細書等を提出するので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成 14 年 12 月 1 日から 15 年 8 月 1 日までの期間について、申立人提出の出勤簿、給与明細書及び同僚の陳述等から、申立人は、「A 社」に在籍し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び平成 15 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、14 年 12 月から 15 年 3 月までは 17 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 20 万円、同年 7 月は 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に文書で照会したものの回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人は、平成 15 年 8 月 1 日から同年 11 月 13 日までの期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の A 社における給与明細書及び平成 15 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に文書で照会したものの回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び④について、申立人提出の平成 15 年春期賞与明細書、同年夏季賞与明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、同年 5 月 12 日及び同年 8 月 12 日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成 15 年春期賞与明細書、同年夏季賞与明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、同年 5 月 12 日は 8,000 円、同年 8 月 12 日は 23 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に文書で照会したものの回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成 14 年 2 月 18 日から同年 12 月 1 日までの期間については、雇用保険の加入記録によると、申立人は、13 年 12 月 21 日に C 社を離職後、求職者給付等の受給資格が決定され、申立期間を含む 14 年 1

月 23 日から同年 7 月 21 日までの期間は、求職者給付における基本手当の給付制限期間及び受給期間であることが確認できる上、申立人自身も、「当該期間中はアルバイトのような身分であったと思う。」と陳述している。

また、申立人は、「平成 14 年 2 月分から同年 11 月分までの給与明細書を作成してもらえなかった。」と陳述しているなど、申立人の当該期間における給与支給状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間①のうち、平成 14 年 2 月 18 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年5月20日から同年7月11日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年5月20日、資格喪失日は同年7月11日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月20日から同年7月11日まで
② 昭和25年7月11日から26年3月1日まで
③ 昭和26年9月6日から27年9月6日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けた。

しかし、申立期間の被保険者記録が無いことに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B市に所在したA社で勤務していたと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和25年5月20日、資格喪失日は同年7月11日）が確認できる。

また、申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても、A社における資格取得日は昭和25年5月20日、資格喪失日は同年7月11日と記録されていることが確認できる。

さらに、当時の事業主は、所在が不明であるため、事情照会することができなかったものの、申立人は、A社の所在地及び業務内容等を具体的かつ詳細に

記憶している上、同社の事業主の氏名及び所在地も記憶しているところ、これらは、商業登記簿及び上記の被保険者名簿において確認できる事業主の氏名及び所在地と一致していることから、申立人は当時、同社で勤務していたことがうかがえる。

これらを含めて判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和25年5月20日、資格喪失日は同年7月11日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA社における記録から、2,500円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、当該期間を含めてC社に勤務していたと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が氏名を挙げた同僚の被保険者記録が、申立期間の一部と重なる昭和25年8月1日から26年2月4日までの期間において確認できることから判断すると、時期は特定できないものの、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、「C社に入社してからしばらくの期間は、雇用形態が他の従業員と異なる『臨時雇い』として勤務していたと思う。」と陳述しているところ、上記の被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる複数の同僚からは、「『臨時雇い』として取り扱われていたのであれば、その期間中は厚生年金保険に加入せず、保険料も控除されていなかったと考えられる。」旨の陳述が得られた。

また、C社は、昭和34年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在は不明であるため、事情照会することができず、申立人の勤務実態及び保険料の控除の状況について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、当該期間もD社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の申立期間におけるD社での在職については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間中に厚生年金保険被保険者記録が確認できる32人の同僚を抽出し、7人から回答を得たものの、申

立期間中の在職をうかがわせる具体的な陳述は得られず、確認することはできなかった。

また、D社の現在の事業主は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、D社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時、D社では、在職している者の厚生年金保険被保険者資格を喪失させるようなことはなく、保険料も加入記録どおりに控除していた。」旨を陳述しているほか、上記回答の得られた7人のうち、自身の資格喪失日の記録に誤りがあると回答した者は見当たらない。

加えて、申立人は、D社を同時期に退職したとする同僚の氏名を挙げているところ、上記の被保険者名簿によると、同人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和26年9月5日であり、申立人の資格喪失日である同年9月6日とほぼ一致している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間③に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は95万9,000円、17年6月30日は91万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成17年6月30日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社が保管する賞与明細書等によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び経費支出原議書により、申立人は、平成15年12月10日及び17年6月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額(平成15年12月10日は95万9,000円、17年6月30日は91万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成23年7月26日)に届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月10日及び17年6月30日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年8月から17年8月までは36万円、18年1月から同年12月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月1日から19年8月30日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与の額より低く記録されていることが分かった。

申立期間における実際の給与支給額は約35万円であり、給与支給額に相当する厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年8月1日から17年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が確定申告事務を委託した公認会計士が保管する16年及び17年分の源泉徴収票並びに同僚が提出した当該期間に係る源泉徴収票及び給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から判断して、36万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成18年1月1日から19年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る18年の源泉徴収票で確認できる「社会保険料等の金額」から判断して、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主等から回答が得られないため確認することができないが、平成16年8月から17年8月までの期間及び18年1月から同年12月までの期間について、源泉徴収票等において確認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年9月1日から18年1月1日までの期間については、申立人に係る17年分の源泉徴収票及び同僚の給与明細書等から推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額（11万8,000円）は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録の訂正を行う必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成19年1月1日から同年8月30日までの期間については、前述の公認会計士は「A社から当該期間の源泉徴収票は交付されなかった。」としており、申立人の当該期間における保険料控除の状況は確認できない上、事業主等からも回答が得られないため、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和61年1月31日）に係る記録を昭和61年2月1日に、B社における資格喪失日（平成7年12月30日）に係る記録を平成8年1月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和61年1月は14万2,000円、平成7年12月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月31日から同年2月1日まで
② 平成7年12月30日から8年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。両社はグループ会社であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社及びB社で継続して勤務し（昭和61年2月1日にA社からB社に異動、平成8年1月1日に同社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円に、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における平成7年11月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、厚生年金基金の記録における

資格喪失日と社会保険事務所の記録における資格喪失日がいずれも同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 61 年 1 月 31 日及び平成 7 年 12 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 61 年 1 月及び平成 7 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和23年10月23日、資格喪失日は26年8月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月23日から26年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、A社では、昭和23年の入社後、40年末に退職するまでの間継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間もA社で継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人は、A社において昭和23年9月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月23日に資格を喪失後、26年8月1日に同社において資格を再取得しており、23年10月から26年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は昭和22年10月23日と記録されており、上記のとおり、申立人の同社での資格取得日は23年9月11日であることから、申立人は資格取得日より前に資格を喪失した記録となっており、当該資格喪失日の記録は不自然である。

また、前述の被保険者名簿のうち、申立人が昭和26年8月1日にA社において被保険者資格を再取得した旨が記載されているページの記載内容を検証すると、i) 申立人の健康保険整理番号が、最初に資格を取得した時の番号よ

り小さい別の番号となっていること、ii) 新しい健康保険整理番号は、おおむね被保険者の生年月日順に付番されていること、iii) 被保険者全員の資格取得日が同年8月1日と記録されているが、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録では、申立人以外の被保険者は全て同日より前に資格を取得していること、iv) 申立人以外の者の旧台帳を見ると、同年8月1日の欄には、算定基礎届により標準報酬月額が改定されたことを示す「算定」と記録されていることが確認できる。これらのことから、当該名簿は、同年8月1日の申立人等の資格取得時に作成された名簿ではなく、健康保険整理番号を新しく付番するために書き換えられたものであると推認されることから、申立人は、同年8月1日に資格を再取得したのではなく、同日より前から既に被保険者であったと考えられる。

以上のことから、申立人が、A社において、昭和23年10月23日に被保険者資格を喪失し、26年8月1日に再度資格を取得する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所(当時)における申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格取得日は昭和23年10月23日、資格喪失日は26年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果 38 万 7,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 38 万 4,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 38 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 15 日

A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が、実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同社は届出誤りに気付き、年金事務所に事後訂正を行ったが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録のままの額となっているので、正しい標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支給明細表から、申立人は、申立期間において、38 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 15 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年6月12日は50万円、同年12月14日及び20年6月13日は55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月12日
② 平成19年12月14日
③ 平成20年6月13日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

賞与明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、平成19年6月12日は50万円、同年12月14日及び20年6月13日は55万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の顧問会計士であった会計士事務所は、事業主は申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月12日、同年12月14日及び20年6月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和44年6月は5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から49年3月27日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなっていることが、日本年金機構から送られてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」により分かった。納得できないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年6月1日から同年7月1日までの期間について、B社提出の現金出納帳を見ると、同年6月についてのみ、申立人の厚生年金保険料控除額及び給与額が記録されており、当該保険料控除額及び給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、現金出納帳で確認できる保険料控除額から、昭和44年6月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額

が、申立人が加入していたC厚生年金基金に記録されている標準報酬月額と一致しており、社会保険事務所（当時）及び同厚生年金基金の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月1日から44年6月1日までの期間及び同年7月1日から49年3月27日までの期間については、前述の現金出納帳に保険料控除額が記録されておらず、B社は、「昭和44年6月以外の期間については、申立人の保険料控除額が分かる資料を保管していない。」としている上、申立人も当時の給与明細書等を保管していないことから、申立人の当該期間における保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和37年4月1日から44年6月1日までの期間及び同年7月1日から49年3月27日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれまでの44万円から34万円に下がっていることが、日本年金機構から送られてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」により分かった。しかし、当時給与額が下がったことはなく、そのことが確認できる給料明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料明細書から、申立人が、申立期間にその主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年4月から同年7月までは47万円、同年8月から10年4月までは53万円、同年5月から同年11月までは50万円、同年12月は53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から11年1月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の支給額と比べて大幅に相違していることが分かった。申立期間の給与支給明細書を提出するので、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成7年1月から11年12月までの期間に係る給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年4月から同年7月までは47万円、同年8月から10年4月までは53万円、同年5月から同年11月までは50万円、同年12月は53万円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっている上、元事業主から回答が得られないため不明であるものの、申立人の給与支給明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月1日に、資格喪失日に係る記録を45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から45年2月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における記録が無いとの回答を得た。

申立期間にA社でB業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る者20人のうち、所在の判明した10人に事情照会し、8人から回答が得られたところ、そのうち3人は、「申立人がA社で勤務していたことを覚えている。」旨回答している上、同社において昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年2月1日に資格を喪失している同僚は、「申立人は、私の義弟であり、私がA社に入社した約2か月後の昭和44年7月頃に正社員として入社し、私と同時期に退社した。」旨陳述していることから申立人の申立期間における勤務が推認できる。

また、上記回答の有った8人の同僚はいずれも、「自身の記憶するA社への入社時期と同社における厚生年金保険の資格取得時期は一致する。」旨回答していることから、申立期間当時、A社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、申立人及び同僚照会で回答を得た者は、A社の従業員数は15人な

いし 20 人程度であったとしているところ、上記被保険者名簿により申立期間当時の被保険者数は 18 人ないし 22 人であったことが確認され、申立期間当時、同社においては、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に申立人と同職種であった同僚の社会保険事務所(当時)の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、A社に係る上記被保険者名簿の申立期間当時の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が届出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 7 月から 45 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年4月から14年7月までの期間は38万円、同年8月は34万円、同年9月から15年2月までの期間及び同年4月から17年3月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から17年4月1日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年4月から14年7月までの期間は38万円、同年8月は34万円、同年9月から15年2月までの期間及び同年4月から16年12月までの期間は32万円とすることが妥当である。

また、平成17年1月から同年3月までの期間については、給与明細書等の保険料控除額が確認できる資料は無いものの、申立期間当時の事務担当者は、

「申立人の業務内容及び勤務形態等については、その前の月と変化はなく、報酬月額及び保険料控除額も同じであったはずである。」旨陳述していること、及びオンライン記録の標準報酬月額も同額であることなどを踏まえて総合的に判断すると、当該期間についても、前の月と同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと推認されることから、同年1月から同年3月までの期間の標準報酬月額は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られなかったものの、申立期間について、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンラインに記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年3月については、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年10月22日から22年6月1日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、21年10月22日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年10月から22年5月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月22日から22年6月1日まで
② 昭和26年11月1日から30年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和21年10月22日から30年9月1日までA社C営業所D部E課に継続して勤務していたことに間違いがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の回答から、申立人は、昭和21年10月22日から26年10月31日までの期間についてA社C営業所に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人のA社C営業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載された厚生年金保険被保険者記号番号は、同台帳における資格取得日である昭和22年6月1日より前の21年11月13日に払い出されたことが確認できる。

さらに、申立人のA社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立人の被保険者記録の記載箇所の大半が破損しているため、資格取得日等が確認できない上、申立人の被保険者記録があるとされるページを含む10ページ以上について、被保険者資格の取得日が記載されていない被保険者が多数見られること、健康保険の整理番号に多数の欠番が見られること及び全ての被保険者について、標準報酬月額等の記載が昭和23年8月1日からとなっている

ことなど、記録に不自然さがみられるところ、日本年金機構では、「当該被保険者名簿が作成される以前に、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が記載された被保険者名簿が作成されていたと考えられるが、現在は、何らかの事情で見当たらない。」旨回答している。

加えて、A社C営業所に係る前述の被保険者名簿から、申立期間の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社C営業所に試用期間は無く、自身の入社日と厚生年金保険の記録とは一致している。」旨回答しており、申立期間当時の同社では、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったと認められず、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和21年10月22日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社C営業所に係る前述の被保険者名簿から、昭和28年3月4日に被保険者資格を取得したことが確認でき、同社D部で勤務していたとしている同僚は、「申立人は、私が入社した昭和28年頃から30年頃まで、A社C営業所のE課に嘱託社員として勤務していたことは間違いない。」旨陳述している。

しかし、前述の同僚は、「嘱託社員の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨陳述している上、別の同僚は、「私は、A社C営業所のE課に嘱託社員として昭和28年から約10年間勤務していたが、その頃に在籍していたF業務従事者で社員扱いだった者はいないと思う。嘱託社員の厚生年金保険の取扱いがどうなっていたかは、自身のことも含めて分からない。」旨陳述しているところ、当該同僚は、A社C営業所における厚生年金保険の被保険者資格を申立期間後の昭和31年10月1日に取得していることが確認できる。

また、申立人及び複数の同僚が、A社C営業所内のE課に勤務していたとして氏名を挙げた複数の同僚の同社C営業所における被保険者資格の取得日は、申立期間後の昭和31年10月1日であることが確認できる。

さらに、B社の担当者は、「嘱託社員という人事制度は承知していない。また、A社の人事表から、申立人は、昭和26年10月31日に退職していることが確認できるが、退職日以降も同社C営業所内で業務に従事していたことは確認できない。」旨陳述している

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年8月15日から18年4月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、15年8月及び同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月から16年2月までは22万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月は26万円、同年8月は20万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月は20万円、同年12月は26万円、17年1月は22万円、同年2月から同年7月までは26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月から18年3月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年4月1日から20年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年4月から同年8月までは32万円、同年9月から19年8月までは30万円、同年9月から20年8月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、18年4月から20年6月までは訂正前の15万円、同年7月及び同年8月は訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年4月から19年6月までは26万円、同年7月から20年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(事後訂正前(平成15年8月から18年3月までは訂正前)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間に係る標準賞与額記録については、平成15年12月22日は24万5,000円、16年7月9日は20万円、同年12月24日は21万円、17年7月4日は27万6,000円、同年12月27日は18万円、18年6月19日は45万2,000円、同年12月22日は19万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

加えて、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年4月16日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該

当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、20年9月は訂正前の22万円、同年10月から21年3月までは訂正前の32万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月15日から21年4月16日まで
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年7月4日
⑥ 平成17年12月27日
⑦ 平成18年6月19日
⑧ 平成18年12月22日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている（申立期間①）。

また、A社で支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い（申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧）。

給与支給明細書及び賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、

当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成15年8月15日から20年9月1日までの期間、15年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、20年9月1日から21年4月16日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、厚生年金特例法を適用する期間における申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成15年8月及び同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月から16年2月までは22万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月は26万円、同年8月は20万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月は20万円、同年12月は26万円、17年1月は22万円、同年2月から同年7月までは26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月から19年6月までは26万円、同年7月から20年8月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めている上、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（事後訂正前（平成15年8月から18年3月までは訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額については、申立人提出の賞与支給明細書及びA社提出の賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年12月22日は24万5,000円、16年7月9日は20万円、同年12月24日は21万円、17年7月4日は27万6,000円、

同年12月27日は18万円、18年6月19日は45万2,000円、同年12月22日は19万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間①のうち、厚生年金保険法を適用する平成20年9月1日から21年4月16日までの期間に係る標準報酬月額については、事後訂正前のオンライン記録によると20年9月は22万円、同年10月から21年3月までは32万円と記録されている。しかし、申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の賃金台帳から判断すると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成20年9月から21年3月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年4月1日から18年4月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、14年4月は32万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年8月は34万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは34万円、15年1月は28万円、同年2月は34万円、同年3月は28万円、同年4月から16年3月までは34万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは34万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは34万円、17年1月は28万円、同年2月から18年2月までは34万円、同年3月は32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年4月1日から20年11月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、18年4月から同年8月までは34万円、同年9月から19年6月までは36万円、同年7月から20年10月までは56万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、18年4月から20年6月までは訂正前の18万円、同年7月から同年9月までは訂正前の28万円、同年10月は訂正前の36万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、18年4月1日から20年10月1日について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年4月から同年12月までは34万円、19年1月は32万円、同年2月から同年8月までは34万円、同年9月から20年7月までは36万円、同年8月及び同年9月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前（平成14年4月から18年3月までは訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間に係る標準賞与額記録については、平成15年7月8日は57万円、同年12月22日は52万5,000円、16年7月9日は37万8,000円、同年12月24日は34万1,000円、17年7月4日は48万円、同年12月27日は35万円、18年6月19日は26万2,000円、同年12月22日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

加えて、申立期間のうち、平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事後訂正の結果、56 万円とされているが、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、20 年 11 月及び 12 月は訂正前の 36 万円、21 年 1 月から同年 3 月までは訂正前の 41 万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 56 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、20 年 11 月から 21 年 3 月までは 56 万円に訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 8 日
③ 平成 15 年 12 月 22 日
④ 平成 16 年 7 月 9 日
⑤ 平成 16 年 12 月 24 日
⑥ 平成 17 年 7 月 4 日
⑦ 平成 17 年 12 月 27 日
⑧ 平成 18 年 6 月 19 日
⑨ 平成 18 年 12 月 22 日

年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている（申立期間①）。

また、A 社で支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い（申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨）。

給与支給明細書及び賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成14年4月1日から20年11月1日までの期間、15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、20年11月1日から21年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、厚生年金特例法を適用する期間における申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成14年4月は32万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年8月は34万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは34万円、15年1月は28万円、同年2月は34万円、同年3月は28万円、同年4月から16年3月までは34万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは34万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは34万円、17年1月は28万円、同年2月から18年2月までは34万円、同年3月は32万円、同年4月から同年12月までは34万円、19年1月は32万円、同年2月から同年8月までは34万円、同年9月から20年7月までは36万円、同年8月及び同年9月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めている上、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬

月額に基づく保険料(事後訂正前(平成14年4月から18年3月までは訂正前)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成20年10月について、申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、事後訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、当該期間は厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額については、申立人提出の賞与支給明細書及びA社提出の賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月8日は57万円、同年12月22日は52万5,000円、16年7月9日は37万8,000円、同年12月24日は34万1,000円、17年7月4日は48万円、同年12月27日は35万円、18年6月19日は26万2,000円、同年12月22日は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間①のうち、厚生年金保険法を適用する平成20年11月1日から21年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事後訂正前のオンライン記録によると20年11月及び同年12月は36万円、21年1月から同年3月までは41万円と記録されている。しかし、申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の賃金台帳から判断すると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額56万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成20年11月から21年3月までは56万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、厚生年金保険法を適用する平成21年4月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の賃金台帳から当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる同年1月から同年3月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められるが、事後訂正前のオンライン記録の標準報酬月額41万円と同額であることから、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成10年9月から15年3月までは30万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月から16年3月までは38万円、同年4月から同年6月までは36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月から17年3月までは36万円、同年4月から19年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月から同年8月までは34万円、同年9月から20年3月までは32万円、同年4月から21年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成10年9月から21年3月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月1日から21年4月1日まで

年金事務所の記録では、A社に在籍していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている。

申立期間の給料支払明細書を所持しているので、当該明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成10年9月1日から12年3月1日までの期間及び同年4月1日から21年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、10年9月から12年2月までの期間及び同年4月から15年3月までの期間は30万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月から16年3月までは38万円、同年4月から同年6月までは36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月から17年3月までは36万円、同年4月から19年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月から同年8月までは34万円、同年9月から20年3月までは32万円、同年4月から21年3月までは26万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年3月1日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書等の報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料は無いものの、その前後の期間の同明細書から推認できる報酬月額及び保険料控除額から、同年3月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料は残存していないが、申立期間当時の標準報酬月額を実際の給料より低い額で届け出た。」旨回答している上、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和61年8月から63年1月までは24万円、同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月から平成元年3月までは28万円、同年4月から同年12月までは26万円、2年1月から3年5月までは22万円、同年6月は24万円、同年7月から同年11月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月1日から平成3年12月20日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かったので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出したA社での厚生年金保険被保険者期間の全期間（昭和57年5月11日から平成3年12月20日まで）に係る給与明細書の内訳を転記したノート（以下「給与明細ノート」という。）において確認できる申立期間に係る保険料控除額から、昭和61年8月から63年1月までは24万円、同年2月は28万円、同年3月は26

万円、同年4月から平成元年3月までは28万円、同年4月から同年12月までは26万円、2年1月から3年5月までは22万円、同年6月は24万円、同年7月から同年11月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立人提出の給与明細ノートにおいて確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、53 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年6月16日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の平成5年1月から同年9月までの標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同年9月24日付けで、同年1月1日に遡って30万円に引き下げられていることが確認できる上、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で申立人の標準報酬月額は30万円と記録されているものの、当該定時決定については、当初、同年9月6日に53万円と記録されていたところ、上記の遡及訂正処理を行った同年9月24日と同日付けで当該定時決定の記録を取り消し、30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本から、申立期間当時に取締役であったことが確認できる二人は、「申立期間当時のA社の経営状況は厳しかった。」旨陳述している上、うち一人は、「申立期間当時のA社は、厚生年金保険料を滞納していた。」旨陳述しているところ、オンライン記録から、同社の元代表取締役及び前述の元取締役のうち一人の標準報酬月額の記録についても、申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、同社の申立期間当時の取締役であったことが確認できるものの、前述の元取締役二人は、「申立期間に係る標準報酬月額の減額については、ワンマン経営をしていた事業主が独断

で行ったことであり、申立人は、当該減額訂正のことを何も知らされていなかったし、知る立場にはなかった。」「B職であった申立人は、A社の経営状況を知り得る立場にはあったが、社会保険の手続等には関与していなかったと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年9月24日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理は事実在即したものとは考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、32 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
年金事務所の記録では、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所が加入していたC厚生年金基金提出の加入員台帳から、申立人の申立期間における標準報酬月額は 32 万円であることが確認できる。

また、C厚生年金基金は、「申立期間当時のA社B営業所が使用していた当基金への届出書は、厚生年金保険との複写式の様式であった。」旨回答している上、A社の元事業主及び社会保険事務を担当していたとする者は、「厚生年金保険及び厚生年金基金の標準報酬月額を相違する額で届け出ていることは考え難い。」旨陳述している。

さらに、申立人が所持する申立期間のうちの昭和 63 年 11 月分給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、32 万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、32 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月23日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書から、申立人は、平成20年12月23日に支給された賞与において、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年12月23日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は25年5月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月21日から26年5月まで

昭和24年3月21日から26年5月までB市某所に所在していたA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、同社における加入記録が無いとの回答をもらった。同社で一緒に勤務していた妻には加入記録が有るので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和24年4月1日から25年5月2日までの期間について、申立人は、A社の所在地及び業務内容を具体的に陳述している上、同社の本社であるC社において申立期間当時に被保険者記録の有る同僚は、「昭和25年の春又は夏頃に、本社がD市からB市に移転し、私はその1か月ないし2か月後に退職した。移転先にE業務の事務をしていた、F姓の男性がいたことを記憶している。」旨回答していることから判断して、申立人が、当該期間にA社に勤務していたことが推認される。

また、申立人が勤務していたとするB市のA社に係る申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は無く、現存する被保険者名簿の適用欄には「33.11.10 附復活」との記載が有るところ、適用事業所記号簿を見ると、同社が適用事業所となった年月日は、申立期間より後の昭和33年11月1日と記されている。しかし、厚生年金保険被保険者台帳を調査したところ、21人（申立人が名前を挙げた同僚及び申立人の妻を含む。）が、24年4月1日

にD市のC社における被保険者資格を喪失後、同年4月1日又は同年4月11日にB市のA社における被保険者資格を再取得していることが確認できる上、このうちの1人の健康保険整理番号は1番であることから、同市のA社は、同年4月1日には、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと推認される。

さらに、A社に係る上記の被保険者21人のうち、4人の厚生年金保険被保険者台帳には、「G名簿不明」など、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が紛失している旨の記載が確認できる。

加えて、日本年金機構は、「当該適用事業所記号簿以外にB市のA社の新規適用年月日が記載されている資料は無く、当該現存する健康保険厚生年金保険被保険者名簿以前の被保険者名簿が無い理由についても不明である。」としている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の紛失等の可能性が考えられるが、申立期間から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中の昭和24年4月1日から25年5月2日までの期間について、A社に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に紛失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は24年4月1日、資格喪失日は、上記の同僚の陳述及び下記の申立人の陳述から25年5月2日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和24年3月21日から同年4月1日までの期間について、A社は、前述のとおり、同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になったものと推認されることから、厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる上、同社の本社であったD市に所在するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名の記載は見当たらず、また、当該被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間のうち、昭和25年5月2日から26年5月までの期間について、申立人は、「昭和26年6月から郷里のH社で職に就くことになった

ので、同年5月初めにA社を退職した。また、それと同時に結婚することになり、I県で結婚式を挙げたのは同年5月*日だった。」旨陳述しているが、
i) J組織からの回答によると、申立人のH社での勤務期間は、25年5月31日から27年1月21日までであることが確認できること、ii) 申立人は、「K職として勤務していた時に、L台風と遭遇した。」旨陳述しているところ、気象庁の記録によれば、L台風は25年9月*日に来ていることから、申立人のK職としての勤務開始及び挙式に関する記憶が、1年間前後している可能性が考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年12月29日は5万円、19年8月30日は20万円、20年1月31日は22万円、同年9月12日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成19年8月30日
③ 平成20年1月31日
④ 平成20年9月12日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されない記録となっている。賞与明細書を提出するので、給付される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書により、申立人は申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成18年12月29日は5万円、19年8月30日は20万円、20年1月31日は22万円、同年9月12日は20万円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る平成18年12月29日、19年8月30日、20年1月31日及び同年9月12日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年6月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年6月から4年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年7月までは32万円、同年8月から7年7月までは38万円、同年8月から10年9月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月1日から13年12月5日まで
② 平成14年4月1日から17年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与より低く、9万8,000円となっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間①のうち、平成5年10月1日から6年8月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、同年4月27日付けで、遡って32万円から28万円に減額訂正されている。

その後、上記期間を含む平成3年6月1日から10年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、3年6月から4年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年7月までは上記のとおり28万円、同年8月から7年7月までは38万円、同年8月から10年9月までは44万円と記録されていたところ、同年5月28日付けで、3年6月1日に遡って、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「当時は経営状態が厳しかった。」旨陳述している上、上記の遡及訂正は、5回の定時決定（平成3年10月、4年10月、5年10月、

8年10月及び9年10月)及び2回の随時改定(平成6年8月及び7年8月)を超えて行われており、不自然な処理となっている。

さらに、A社における被保険者のうち、事業主についても、平成10年5月11日付けで、3年6月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社に係るオンライン記録では、同僚一人についても、平成10年5月28日付けで、資格取得時(平成8年10月1日)に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月27日付け及び10年5月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、また、社会保険事務所が行った当該遡及減額訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、3年6月から4年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年7月までは32万円、同年8月から7年7月までは38万円、同年8月から10年9月までは44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成10年10月1日から13年12月5日までの期間について、上記遡及訂正処理を行った以降の最初の定時決定(平成10年10月1日)において、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料も保存しておらず、当該期間の給与支給額及び保険料控除額は不明である。」旨陳述しており、当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「申立期間当時の給与は銀行振込と現金での支給となっており、給与明細書の金額が下がったことはない。」旨主張している。

しかしながら、申立人提出の預金通帳の写しを見ると、申立期間②のうち、平成16年9月1日から17年7月1日までの期間については、申立人主張のとおり、オンライン記録を上回る額がA社から毎月振り込まれていることが

確認できるものの、申立人は給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、申立期間における申立人の保険料控除額を判断することができない。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料も保存しておらず、当該期間の給与支給額及び保険料控除額は不明である。」旨陳述しており、当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認できない。

さらに、A社に係るオンライン記録から、申立期間に被保険者記録の有る複数の同僚に事情照会し、回答を得られたものの、当時の給与明細書等の資料は保存していないことから、当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が38万円から15万円に減額されているが、私には、申立期間に給与が15万円に減額された記憶はないので、記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、15万円と記録されているところ、同社が加入していたB健康保険組合及びC厚生年金基金における申立人の加入員記録によると、申立期間の標準報酬月額は38万円であることが確認できる。

また、A社で社会保険委員をしていた同僚は、「申立期間当時、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所に提出する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届は、カーボン用紙の複写式の届出書を使用していた。」旨回答している上、C厚生年金基金及びB健康保険組合は、いずれも、「申立期間当時、A社における算定基礎届の届出書は、カーボン用紙の複写式の届出書を使用していたと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年2月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月2日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月16日から同年4月2日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、B厚生年金基金（現在は、C企業年金基金）に加入しているのに、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会（回答）並びにC健康保険組合（申立期間当時の名称は、D健康保険組合）から提出された被保険者名簿により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないところ、上述の厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会（回答）並びにC健康保険組合の被保険者名簿によると、申立人は、昭和46年2月16日に資格を取得し、同年4月2日に資格を喪失したと記録されている。

また、A社の承継先であるE社及びC健康保険組合は、「申立期間当時の社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合に対する被保険者資格の得喪の届出については、複写式の届出様式を使用していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年2月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月2日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年10月1日まで

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が大幅に減額している。申立期間に休職したこともなく、減給された記憶もないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、17万円と記録されているところ、当時、申立人が加入していたC厚生年金基金の記録を引き継いだ企業年金連合会及びD健康保険組合においては、いずれも47万円と記録されていることが確認できる。

また、B社提出の厚生年金基金加入員標準給与改定通知書及び社会保険被保険者台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は47万円となっている上、同社は、「申立期間当時、健康保険、厚生年金保険及び厚生年金基金に係る各種届出様式については、複写式を使用していた。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間における標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和20年9月12日、資格喪失日は21年4月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月12日から21年4月1日まで
ねんきん特別便により、申立期間の船員保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社所有のB船にC業務従事者として乗っていたので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省が保管する申立人に係る軍属船員帰還者名簿を見ると、申立人は、A社所有のB船にC業務従事者として乗り(乗船時期は不明)、昭和22年8月22日に内地に帰還していることが確認できる。

また、申立人は、昭和20年8月頃に武装解除の調印式があり、その直後にB船に乗ったとしているところ、関連資料を見ると、軍隊が同年9月12日に降伏したとの記録が有る。

これらの記録及び申立人の詳細かつ具体的な陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社所有のB船にC業務従事者として乗っていたことが推認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人は、昭和21年4月1日にD社において船員保険の被保険者資格を取得しているが、申立人に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人の同社における資格取得日欄は空欄であり、標準報酬月額に係る変更年月日欄に「21.4.1」の記載が確認できる。

また、D社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同年代で同職種の船員として被保険者記録が確認できる者の旧台帳を見ると、資格取得日は昭和21年1月26日であるが、申立人と同様に標準報酬の変更年月日欄に

「21.4.1」の記載が有り、標準報酬等級が変更されていることが確認できる。

これらのことから、申立人のD社における船員保険の資格取得日の記録は、標準報酬月額改訂日から記録されたことがうかがえること、及び申立人は、当該資格取得日として記録されている日より以前から船員保険の被保険者であったと考えられることから、申立人に係る船員保険の被保険者記録が適正に管理されていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和20年9月12日、資格喪失日は21年4月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同年代で同職種の元従業員の記録から、100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人のA社における資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年3月の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社からB社に転籍した時期であり、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人、複数の元従業員及びA社の元事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録を見ると、申立人を含む29人の元従業員については、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年3月31日以後の同年5月9日に、一律に遡及して同年3月31日を資格喪失日とする処理が行われた事跡が認められる。

さらに、A社の元事業主が、「申立期間当時は、A社が経営難を理由に他事業所へ営業権の譲渡を行った時期に当たる。」と陳述していることに加え、オンライン記録からは申立人を含む複数の元従業員について、申立期間の直前期間に係る標準報酬月額の遡及減額処理が行われていることが確認できることから、申立期間当時、同社に厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

なお、商業登記の記録によれば、申立人は、申立期間当時、A社の役員ではなかったことが確認できる。

加えて、上記遡及処理前の記録から、申立期間において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年2月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低く記録されていることが分かった。給与明細を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細から、申立人は、申立期間において22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月11日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月11日に、資格喪失日に係る記録を同年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から同年11月3日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では、私が以前勤めていた事業所での上司が事業主となっており、同人に請われてA社に入社した。同社には、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入する約束で入社したので、同社が倒産した際には、給料の未払金を失業保険から一時金としてもらったこともあることから、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和52年3月11日から同年11月2日まで)等から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、5人から回答を得たところ、当該5人からは、申立期間中に勤務していた者として、申立人と当該5人を含め10人の名前が挙げられたが、同被保険者名簿によると、申立人以外の全員に厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立期間当時、同社では、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

一方、申立人は、「A社では、申立期間の終わり頃に賃金未払の期間があっ

たため、同僚と一緒に未払賃金の立替払いの手続を行った。」と陳述しており、複数の同僚も、未払賃金の立替払いの手続を行ったと陳述していることから、申立人に対し、賃金の支払の確保等に関する法律に基づき、企業の倒産等により賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、未払賃金の一部を国が立替払いする制度が適用されたと推認できる。さらに、申立人と複数の同僚の陳述から、当該未払賃金の立替払いの対象期間は、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月 21 日から同年 11 月 3 日（A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日）までであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月 11 日から同年 9 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で、同種の業務に従事していたとする同僚の A 社におけるオンライン記録及び申立人に係る雇用保険の離職時賃金日額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 52 年 11 月 3 日に適用事業所ではなくなっており、確認することはできないが、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月 21 日から同年 11 月 3 日までの期間について、上記のとおり、当該期間は未払賃金の立替払いの対象期間となっていたものと考えられる上、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を、自ら社会保険事務所に納付した記憶はないとしている。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を127万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月18日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細により、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社提出の賞与明細から、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細の賞与支給額から、127万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日は昭和21年4月1日、同社D営業所における資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は22年4月16日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月から21年3月までは50円、同年4月から22年3月までは180円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月25日から22年4月16日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和15年頃から退職した22年4月15日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び人事記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務（昭和20年4月9日にA社C営業所から同社E営業所に異動、同年8月1日に同社E営業所から同社D営業所に異動）していたことが認められる。

また、B社は、「A社では、昭和19年6月当時、団体郵便年金に国内在籍者全員が加入しており、社会保険事務所（当時）に適用除外申請を行った。」としており、申立期間直前に加入記録の有るA社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る備考欄に「郵」の押印があることから、申立人は入社時から、団体郵便年金の被保険者であったと考えられる。

さらに、前述の人事記録によると、申立人は、昭和22年4月15日にA社D営業所を退職しているところ、B社は、同年9月1日以前に退社する従業員の団体郵便年金の取扱いについて、「従業員が昭和22年9月以前に退社する場合は、団体郵便年金証書を各人に渡し、団体郵便年金を解約するかどうかは、各人の選択にゆだねていたと思われる。」としており、加えて、社会保険庁（当

時)の資料には、「過去の適用除外を受けていた期間については、本人の申請により、その掛金を本法に引き継ぎ被保険者期間として認める扱いとした。」との記載がある。

また、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」、及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、社会保険庁の資料には、『団体郵便年金加入期間の取扱い』（昭和46年8月27日施行伺い定め）として、「旧台帳に団体郵便年金加入の表示がある場合は次により被保険者期間と認めることとする。」、「取得年月日は、旧台帳に記入されている取得年月日とする。」、「旧台帳に(取得年月日が)記入されていない場合は、その台帳記号番号の前後の台帳等から判断する。」及び「喪失年月日は、昭和22年9月1日を限度とし、本人の職歴に基づくものとする」との記述が確認できる。

一方、オンライン記録において、異動先のA社E営業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和21年4月1日であることから、同社E営業所が適用事業所となるまでの期間は、申立人は、同社C営業所で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。また、同社D営業所が適用事業所となった日は不明であるものの、同社D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における最初の被保険者の資格取得日は同年4月1日であることが確認でき、同日において同社D営業所は適用事業所として扱われていたものと考えられることから、申立人は、同日以降の期間は、同社D営業所における被保険者であったとすることが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和21年4月1日、同社D営業所における資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は22年4月16日であると認められる

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和20年3月の社会保険事務所の記録及び申立人と同様に同社E営業所から同社D営業所へ異動した元従業員の21年4月の社会保険事務所の記録から、20年4月から21年3月までは50円、同年4月から22年3月までは180円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、同社作成の社会保険台帳に記録されている標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の社会保険台帳を見ると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、3万9,000円と記録されていることが確認できる。

また、A社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料は、当該社会保険台帳に記載された3万9,000円の標準報酬月額に基づき控除した。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、3万9,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険台帳に記載されておりの標準報酬月額を届け出て、これに基づく厚生年金保険料を納付していた旨回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年1月1日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年8月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月1日から4年10月1日まで
② 平成4年10月1日から5年8月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間①の報酬は36万円、申立期間②の報酬は38万円であったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、平成4年4月14日付けで、3年1月1日に遡って15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のA社における厚生年金保険被保険者14人全員の標準報酬月額についても、申立人と同日付けの処理で、申立人を含む10人については、平成3年10月の定時決定を取り消した上で同年1月1日まで、2年11月1日以降に資格を取得している4人については、各人の資格取得日まで、遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社は申立期間当時から業績不振が続いていたと陳述し

ているところ、B年金事務所提出の同社に係る債権管理リストからは、同社が申立期間後に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年3月2日）直前の3か月に係る保険料を滞納し、当該滞納保険料については、平成13年に不納欠損処理されていることが確認できる。

加えて、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられている元従業員提出の給与明細書からは、申立期間の前後を通じて、実際の給与支給額及び保険料控除額に大幅な変動は見られないことから、前述の減額処理が事実在即したものであったとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成3年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により15万円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

しかし、当該期間に係る標準報酬月額について、上記元従業員提出の給料支払明細書及び同人のオンライン記録を見ると、当該給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、前述の減額処理前に記録されていた同人の申立期間①の標準報酬月額と同額であり、オンライン記録には大幅に低い額が記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、申立期間②において、前述の減額処理前に記録されていた標準報酬月額と同額の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も確認できないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から58年9月まで

私は資格取得の要件を満たせば、国民年金に加入して国民年金保険料を納付することは義務であると考えていたので、母が私の国民年金の加入手続きを行い、それまで納付していた両親の保険料と私の3人分の保険料を一緒に納付してくれていたと思う。

両親は、それぞれ満額の年金を受給していたのに、母が私の申立期間の国民年金保険料だけを納付しないことは考えられない。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が資格取得の要件を満たした昭和50年*月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料は、申立人の両親と一緒に納付することは可能である。

しかしながら、申立人の特殊台帳を見ると、昭和52年度及び55年度並びに57年度から59年度までの期間において、前年度の未納保険料に対して社会保険事務所(当時)が納付催告を行ったことが記録されている上、昭和60年11月に、その時点で2年の時効成立直前の58年10月から同年12月までの国民年金保険料を遡って過年度納付していることが確認できる。この場合、当該過年度納付が行われた時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親及び父親の特殊台帳を見ると、申立期間のうち、一部の期間は、みなし免除期間であるなど、申立期間の保険料を一緒に納付していたことがうかがえないほか、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、その両親は既に亡くなってい

ることから、納付をめぐる当時の事情等は不明である。

さらに、申立期間は8年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い上、その母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの期間及び50年4月から55年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで
② 昭和50年4月から55年7月まで

私は、昭和47年4月に転居したA市では、同市役所で年金等の相談はしたが、国民年金には加入せず、現在所持する国民年金手帳を見ると、その後転居したB市で49年7月2日に発行されていることから、この時に加入手続を行ったように思う。

B市へ転居した昭和49年当初は、収入が不安定で生活が苦しかったので、1年間だけ国民年金保険料の納付を免除してもらったが、年末頃から仕事が入るようになり、翌年からは、自宅に来ていた女性集金人に国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付し、その1年後ぐらいから銀行の口座振替により納付するようになったのに、申立期間②が未納とされていることは納得できない。

また、申立期間①については、国民年金に加入後、国民年金保険料を遡って納付できることを役所で聞いたような記憶があるので、免除期間中に納付したような気がする。多分、そんなに大金ではなく、納付することもできたように思うので、納付記録がないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立内容のとおり、昭和49年7月頃に加入手続が行われたものと推定され、申立期間①及び②に挟まれた同年4月から50年3月までの期間が国民年金保険料の免除期間となっていることが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる。この場合、当

該加入手続が行われた時点において、申立期間①の保険料は、別途社会保険事務所(当時)が発行する国庫金納付書を使用して納付することとなる過年度保険料であるが、申立人は、役所で保険料を遡って納付できることを聞いた記憶があることなどをもって納付の可能性を示唆しているものの、その納付方法及び納付金額について、申立人から具体的な陳述を得ることはできない。

免除期間後の申立期間②について、申立人は、自宅に来ていた女性集金人に国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、B市では、国民健康保険料と国民年金保険料と一緒に徴収することはないと回答しており、申立内容と一致しない上、申立人に係るB市の被保険者名簿を見ると、昭和50年7月に申立人が所在不明となったことをうかがわせる「住不50・7」のゴム印が確認できることから、申立人に当時の事情について聴取したところ、仕事のため、年に数回は長期間留守にすることがあったと陳述しており、同市の記録と符合している。

また、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付し、その1年後ぐらいから銀行の口座振替により保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間②は5年間以上に及び、銀行を通じて行われる口座振替による納付記録が、これほどの長期間にわたり連続して欠落することは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から45年3月まで

昭和50年末頃、A市役所から国民年金加入のお知らせと夫婦の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、夫が、未納保険料の全額をまとめて納付しようと、大金を用意して市役所に出向いて行った。

その際、窓口で夫が昭和41年10月31日まで船員保険に加入していたことを説明すると、職員が年金手帳に「はじめて被保険者となった日」として当初に記載されていた36年4月1日を41年11月1日と訂正した上で、「国民年金保険料の全額を納付する必要はなく、昭和41年11月以降の分だけ納付すればよい。」と言われたので、その場で当該期間の夫婦の保険料をまとめて納付してくれたのに、申立期間は夫が納付済みであり、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年11月当時において、申立人は40歳、その夫は47歳であるとともに、それぞれ当初の国民年金被保険者の資格取得日は、国民年金制度が発足した36年4月1日であることがA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳等により確認できることから、この状況では、申立人及びその夫共に、これ以降60歳期間満了まで国民年金保険料を納付しても年金受給資格期間(昭和10年*月生まれの申立人は25年以上、3年*月生まれの夫は23年以上)を確保できない上、当時は特例納付の実施期間中であることを踏まえると、同市役所から送付されてきたとする申立人及びその夫に係る保険料の納付書は、受給資格期間を確保することを目的とした特例納付に係る国庫金納付書であり、それぞれの納付期間は、申立人については、申立人の受給資格期間である25年を最低限確保するため、

申立人が35歳に到達する年度当初の45年4月以降の期間、その夫については、夫の受給資格期間である23年を最低限確保するため、夫が37歳に到達する年度当初の40年4月以降の期間であったものと推認される。

一方、申立人は、申立人及びその夫の未納期間の国民年金保険料を全額納付しようと、申立人の夫が市役所に出向いた際、年金手帳に記載されていた資格取得日を訂正されたと申し立てているとおり、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳においても、申立人及びその夫共に国民年金被保険者の資格取得日は、夫が船員保険に加入していたとする日の翌日の昭和41年11月1日として記録が訂正されていることが確認できる。この場合、申立人は、当初の納付期間のまま保険料の納付が可能であるが、その夫については、当初の納付期間のうち、当該資格取得日前の40年4月から41年10月までの期間は、制度上、保険料を納付できない期間であり、同被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立人は、申立期間直後の45年4月から47年12月までの期間、その夫は、41年11月から47年12月までの期間の保険料をともに当該特例納付実施期間の最終月である50年12月25日に特例納付していることが、具体的な納付金額とともに確認できることから、これらの記録自体に不自然な点は見受けられない。

また、申立人及びその夫の当該国民年金保険料をまとめて納付したとする申立人の夫に当時の状況を改めて聴取したところ、納付金額については、大金であったこと以外よく覚えていないが、市役所の職員が保険料額を再計算してくれた際、当初に予定していた納付金額より安くなり助かったという印象があると陳述していることから、申立人の夫が同職員から、「保険料の全額を納付する必要はなく、昭和41年11月以降の分だけ納付すればよい。」と言われたのは、夫の保険料のことであるとみるのが自然である。

さらに、申立人の夫が、申立人に係る申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年7月までの期間及び54年8月から58年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から53年7月まで
② 昭和54年8月から58年1月まで

昭和48年*月当時、両親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

また、その後就職した会社を昭和54年8月に退職後は、私自身がA市役所に出向き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その際、職員から「国保と年金は一对」と促されたため、国民健康保険にも同時に加入した。会社を退職後の申立期間②当時、私は自営業をしており、国民年金保険料は55年6月に結婚するまでは両親が、結婚後は妻がそれぞれ毎月納付してくれていた。

申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、結婚した約3年後の昭和58年1月頃に加入手続が行われたものと推定され、申立人が資格取得の要件を満たした48年*月*日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録等により確認できる。この場合、当該加入手続が行われた時点において、申立期間①の全期間及び②のうち一部の期間は、

制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②のうち、時効成立前の納付が可能な期間の大部分は、加入手続前の期間であり、国民年金保険料を遡って納付することとなるが、申立人自身は、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述しているほか、申立期間①及び②における保険料の納付に直接関与しておらず、結婚前に申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の両親は既に亡くなっている上、結婚後、申立人の保険料を納付してくれていたとするその妻は仕事等で多忙であり、妻への聞き取り調査は控えてほしいとの申立人の要望があるため、当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人の両親又は妻が、申立内容のとおり、申立期間①及び②の国民年金保険料を毎月遅滞なく納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①及び②は合計8年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人は、昭和54年8月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その際、国民健康保険にも同時に加入したと申し立てているが、申立人のオンライン記録によると、申立期間①及び②に挟まれた53年8月から54年7月までの厚生年金保険被保険者期間は、平成22年1月13日になって記録が追加されている上、申立人の国民健康保険についてA市に照会したところ、結婚直後の昭和55年9月5日に加入し、現在に至っているとの回答を得ており、申立内容と符合しない。

このほか、申立人の両親又は妻が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から46年3月までの期間、47年7月から49年9月までの期間及び50年1月から平成3年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から46年3月まで
② 昭和47年7月から49年9月まで
③ 昭和50年1月から平成3年5月まで

私は、国民年金の加入手続については何も覚えていないが、母が「年金に入って、国民年金保険料を支払っている。」と言っていたのを覚えているので、母が加入手続を行い、国民年金保険料の納付をしていたと思う。昭和48年頃からは妹の保険料と一緒に納めてくれていたと思う。領収証書等は残っていないが、検認印が押された年金手帳が自宅に有ったように思う。

また、婚姻期間中は自身で納めていたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、婚姻期間中の国民年金保険料については、申立人自身が納付し、それ以外の期間についてはその母親が納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和46年4月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間①のうち、42年9月から43年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立人は婚姻期間中である申立期間②のうち、昭和47年7月から49年6月までの国民年金保険料については、申立人自身が市役所で納付していたと陳述しているが、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、当時居住していたB市への住所変更の事跡は確認できるものの、当該期間の保険料を納付した記録は確認できない。また、同市においては、当時、集金人による

保険料の収納が行われていたことから、申立人がこれと異なり、申立期間の保険料を市役所で納付することとなった経緯、納付時期及び納付金額等の納付状況について確認したが、申立人は覚えておらず、そのほか、当該期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立人は、婚姻期間中は、婚姻及び転居のたびに氏名変更並びに住所変更の手続を行った上で、申立人自身が申立期間の国民年金保険料を納付したと陳述しているが、申立人及びその前夫の戸籍並びにオンライン記録を見ると、昭和 56 年 7 月の婚姻当時、申立人の前夫は厚生年金保険に加入していることから、申立人がその前夫との婚姻期間中である申立期間③のうち、同年 7 月から 59 年 1 月までの保険料を納付していたのであれば任意加入期間となり、申立人の国民年金被保険者資格が、強制加入被保険者から任意加入被保険者へ変更されることとなるが、申立人のオンライン記録及び特殊台帳を見ても、その事跡は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間③のうち、昭和 58 年頃からその夫と婚姻する平成 3 年 5 月までの国民年金保険料は、納付していなかったと思うと陳述するなど、申立期間の保険料納付を行ったとする記憶が曖昧である。

また、申立人は、自身が納付していない申立期間①のうち、昭和 44 年 1 月から 46 年 3 月までの期間、申立期間②のうち、49 年 7 月から同年 9 月までの期間及び申立期間③のうち、50 年 1 月から 56 年 6 月までの期間の国民年金保険料を、申立人の母親が A 市で納付したと申し立てている一方、申立人は、その母親とは折り合いが悪かったことから、保険料納付の具体的な時期、方法、期間及び金額等は母親から聞いていないとも陳述しており、申立人の母親も既に亡くなっているため、当時の事情を確認できない。さらに、申立人は、その母親が申立人及びその妹の保険料を一緒に納付していたと思うと陳述しているが、妹のオンライン記録からは国民年金の加入履歴は確認できなかった。加えて、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、これらの期間の保険料は未納の記録となっている上、住所欄に「不在 52. 1. 1」のスタンプが確認でき、同市では申立人の居所が確認できなかったと考えられる。

このほか、申立期間は 3 つの期間で、合計 267 か月に及んでおり、これほど複数回、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年5月まで

平成2年4月から勤務した会社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同年5月に、A市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれたと聞いている。

母がA市役所で毎月又は2か月ないし3か月ごとに私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

次の就職先で、厚生年金保険被保険者となったので、年金手帳は2冊になった。時期は覚えていないが、母がA市役所に行ったとき、女性職員から「厚生年金保険の番号を記載している手帳にまとめますので、最初の年金手帳は処分してください。」と言われたので、母が私の最初の年金手帳を処分したと聞いている。

申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、平成4年5月18日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人は、同年5月頃に国民年金の加入手続を行ったと推定でき、申立人の母親が2年5月に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、平成4年4月21日に国民年金の被保険者資格を初めて取得しており、申立期間に国民年金の被保険者資格を取得した履歴は認められない上、申立人の所持する年金手帳を見ると、国民年金の被保険者となった日は、「平成4年4月21日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、申立人は、「2冊所持していた年金手帳を、時期は覚えていないが、母がA市役所に行ったとき、女性職員から厚生年金保険の番号を記載している手帳にまとめますと言われた。」と陳述している。そこで、申立人の所持する年金手帳を見ると、厚生年金保険の記号番号及び「初めて上記被保険者になった日」に「平成3年6月15日」と機械打ちで記載されているのに対して、国民年金の記号番号及び「初めて上記被保険者になった日」は、「H4年4月21日」と手書きで記載され、基礎年金番号に登録済みのゴム印が押されている。また、申立人のオンライン記録を見ると、平成9年3月27日に4年4月及び同年5月の国民年金被保険者期間並びに国民年金保険料の納付記録が、記録統合されていることが確認できる上、申立人は、同年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に国民年金被保険者資格を再取得しており、この当時、当該資格取得の手続は、A市役所で行う必要があった。このため、申立人が陳述しているその母親の記憶は、申立期間後となる同年4月及び同年5月の国民年金被保険者期間が申立人の年金記録に統合された9年3月頃の記憶である可能性が考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人及びその母親から聞き取り調査を行い、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から54年3月まで
私は、20歳から24歳まで学生であったので、当時、同居していた父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の年金記録について調査すると、オンライン記録に申立人の国民年金の加入記録は見当たらず、申立期間当時の申立人の住所地であったA市（現在は、B市）においても申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらないことから、申立人に係る国民年金の加入手続は行われていないと考えられる。したがって、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親からは、加入手続及び保険料納付に係る具体的な状況を聞いたことはないと陳述している上、その父親は既に亡くなっており、申立期間の加入手続及び保険料納付に関する事情を酌み取ろうとしたが新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は、52 か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年6月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から同年6月まで
年金記録の書類を提出する際に、自身の年金記録を確認すると、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料は、夫の通帳から口座振替で納付していることが分かった。しかし私は、昭和55年4月1日付けで厚生年金保険被保険者になったため、申立期間の保険料は、二重払いのままになっていると思うので、調査の上、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間を含む昭和55年1月から同年6月までの付加保険料を含む国民年金保険料が納付された後、同年7月に同年3月21日に遡って被保険者資格が喪失されたことが確認でき、この時点で、申立期間を含む同年3月から同年6月までの付加保険料を含む保険料について還付されることとなるところ、申立人は、同年3月分は申立人が所持する通帳により還付されたことが確認できるが、申立期間については還付されていないと主張している。

しかし、上記被保険者名簿を見ると、申立期間の国民年金保険料について、昭和55年9月9日に通知済み及び同年10月11日付けで「前渡資金還付、55年4月から55年6月、¥12,510」と記載されていることが確認でき、この記載についてA市は市の窓口での現金で還付したことを意味するとしている上、同名簿に記載されている還付金額は当時の保険料額と一致しているほか、還付記録の内容を疑わせる事情も見当たらない。

なお、申立期間直前の昭和55年3月の国民年金保険料については、上記資格喪失に係る事務処理時点において、既に社会保険事務所(当時)に進達済み保険料のため、社会保険事務所から還付することとなったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から56年3月まで

国民年金の加入については、母に任せていたので分からないが、昭和51年頃、加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料についても、母に任せていたのではっきりとは分からないが、私が昭和56年4月に就職のために上京するまでの期間は、母が納付してくれていたはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌日の昭和59年9月22日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年11月22日に払い出されており、それ以前に国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の母親は、昭和51年7月以降、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するものの、加入時期及び保険料納付に係る具体的な陳述は無く、申立期間の保険料納付等の状況は不明である。

さらに、B市において国民年金の加入手続を行った申立人の両親及び弟については、いずれも国民年金被保険者名簿が保存されている上、同被保険者名簿における納付記録もオンライン記録と一致している一方、同様に同市において手続したとしている申立人の被保険者名簿は確認できなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は4年10か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から53年11月まで

申立期間当時は、兄と事業を営んでいたため、その頃は、年金については無関心であった。

しかし、国民年金への加入時期は定かではないが、昭和58年2月に結婚し、その後、妻が妊娠したことで将来のことが心配になり、以前から気になっていた未納期間の国民年金保険料を納付するため、59年頃、妻と二人でA市B区役所の国民年金担当の窓口に行ったと思う。

その時、担当者から、「今なら、過去の未納期間の保険料を納付することができる。」と勧められ、申立期間の金額を計算してもらって、後日、妻が現金を用意し、夫婦二人分の未納保険料を区役所の窓口で納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年頃にB区役所の国民年金担当の窓口で、夫婦二人分の未納保険料を遡って納付したと主張している。

しかし、この時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできず、また、当時は、特例納付制度は既に終了しており、申立期間の保険料を一括して納付することもできない。

また、上記のとおり、申立人は、区役所の窓口で遡って納付したと主張するものの、過年度保険料については、社会保険事務所（当時）が発行する納付書により、金融機関又は社会保険事務所で納付することとされておりA市の各区役所窓口での収納は行われないことが通例であり、申立人の主張は当時の制度状況とも符合しない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人

の国民年金手帳記号番号は、A市C区において、会社退職に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和49年9月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、51年1月12日に申立人の兄と連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、49年9月から50年3月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であり、また、同年4月から53年11月までの保険料は、現年度納付することが可能であるものの、申立人は、申立期間当時においては、その兄と共に保険料を納付したことはなく、また、過年度分について遡って納付したこともないと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで
はっきりとした加入手続の時期は定かではないが、平成5年4月頃、母がA市役所へ行き、手続をしてくれたと思う。
申立期間当時は、学生であり、国民年金保険料を納付することが困難であったことから、母が、免除申請手続をしてくれたはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、保険料納付の免除申請手続を行ったとは考え難い。

また、申立人及びその母親は、平成5年4月頃、母親が申立人の兄及び弟の分と一緒に、国民年金への加入手続を行うとともに、免除申請手続をしたとしているが、オンライン記録を見ると、申立人の兄及び弟の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市において6年3月ないし同年4月頃に連番で払い出されたと推認でき、陳述の加入時期とは符合しない。

なお、A市保存の申立人の兄及び弟に係る国民年金被保険者名簿を見ても、同名簿作成日は平成6年5月17日となっており、オンライン記録による加入推認時期と符合する。

一方、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間直後の平成6年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことを踏まえると、上記の申立人の兄弟の加入時期において、申立人は、厚生年金保険適用事業所への就職が決まっていたか、又は当該事業所に

就職していたため、申立人の母親が加入及び免除申請手続を行わなかった可能性が否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、免除申請手続をすることが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から55年6月まで

昭和46年9月頃、A市H区役所で自身の国民年金の加入手続をした。その時、「E」又は「F」の氏名で青っぽい色の年金手帳をもらったように思うが、58年9月に転居した前後に見当たらなくなった。

国民年金に加入後、私が最初の結婚をするまでの国民年金保険料の納付に関する記憶は、はっきりとしないので、昭和46年9月から49年9月までの期間についての申立てはしない。

しかし、結婚してA市B区に転居した昭和49年10月から、C社に勤務する直前の55年6月までの申立期間の国民年金保険料は、一年ごとに郵送されてくる手書き及び機械打ちの納付書に現金を添えて、B区役所の窓口又は金融機関で、夫の保険料とは別に、自身の保険料のみ納付していた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、最初の婚姻後の昭和55年2月に「G」の氏名で払い出されており、結婚前の46年9月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和49年10月から52年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、申立期間の保険料をまとめて遡って納付したことはないと陳述している。

加えて、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和54

年4月から55年6月までの15か月の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は、区役所から毎年1年分12枚の納付書の送付があったので、1か月分ぐらいの納付書を持って、申立期間の保険料を区役所、複数の銀行又は郵便局で納付したと申し立てている。しかし、A市では、1か月単位の納付書の発行は62年4月からであり、それまでは3か月単位で納付書を発行していたと回答しており、申立内容と符合しない。

また、仮に前述の現年度納付が可能であった15か月分の国民年金保険料を申立人が納付した場合、区役所、銀行及び郵便局という複数の機関において、1か月分ぐらいを単位として、複数回にわたり納付された保険料の収納管理及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

なお、オンライン記録を見ると、前述した国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対し、A市D区において平成6年4月ないし同年5月頃に、資格取得日を昭和61年4月1日とする別の手帳記号番号が、現在の氏名である「I」名で払い出されているが、この払出時点で申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、昭和58年10月頃、結婚をきっかけとしてA市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入後は、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者となるまで、申立期間の国民年金保険料は、私が、毎月、納付書は送付してきていたと思うが持参せず、現金のみをA市役所の担当窓口を持参して納付した。

納付した国民年金保険料は、月額4,000円ないし5,000円ぐらいであったことを記憶している。

私が納付していた申立期間の国民年金保険料が、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和61年4月1日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと推定されることから、申立人が58年10月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和61年4月1日に初めて取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、30か月分の国民年金保険料を、毎月、市役所窓口で納付したと申し立てているが、同一市町村においてこれだけの長期間、複数月に連続して、保険料の収納管理及び記録管理に事務的過誤が繰り返されてきたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年9月まで

私は、昭和51年10月1日に会社を退職したので、同居していた母が、A市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行った上、自宅に郵送されてくる母と私の国民年金保険料の納付書に現金を添えて、E郵便局から毎月納付していた。

昭和52年10月に私が結婚し、B市に転居した後、夫に勧められて国民年金の任意加入手続を行い、同市で国民年金保険料を納付していたが、昭和53年度、54年度及び55年度の年度始めに、私の結婚前の名字を宛名として、C社会保険事務所（当時）から同市の自宅に、1か月ずつ12枚つづりになった1年分の保険料の納付書が3年連続して届いた。

納付書が届くたび、事情を聞くために夫と一緒にC社会保険事務所へ行ったが、職員には「不思議ですね。」「ここでは納付できないので、外で納付してほしい。」と言われたので、一度だけ外にあった金融機関で申立期間の1年分の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が納付の記録とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続時期について、申立人に係るオンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人は、B市で、昭和52年10月29日に任意加入により、国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、この加入手続の時点で、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳

記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が昭和 51 年 10 月に A 市で国民年金の加入手続を行って、申立期間の国民年金保険料を納付し、52 年 10 月に B 市へ転居後は、申立人が任意加入したと申し立てているが、A 市で加入手続が行われ、申立期間の保険料が納付されていた場合、申立期間直後の同年 10 月に B 市が申立人の任意加入手続に伴い、別の国民年金手帳記号番号を払い出す必要はなく、氏名変更及び種別変更の手続で足りることから、申立内容の不自然さは否めない。

加えて、申立人は、昭和 53 年度、54 年度及び 55 年度の年度始めに、C 社会保険事務所から、旧姓で 1 か月分ずつ 12 枚になった 1 年分の申立期間の納付書が、B 市の自宅に届いたと申し立てている。しかし、日本年金機構 D 事務センターでは、「国民年金未加入期間に対して過年度納付書を発行することはなく、また、未納期間に対して過年度納付書を発行する場合でも、最初から 1 か月分ずつの納付書を発行することはない、まず、未納期間を一括した納付書で未納催告を行った上で、被保険者から金額が多くて納付できないとの申出があれば、分割納付書を送っていた。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを担っていた申立人の母親は、療養中のため必要な陳述を得ることができず、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの期間及び10年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月から同年3月まで
② 平成10年4月から13年3月まで

申立期間①について、当時私は学生であり、A市に居住していたが、平成3年1月頃に、実家のあるB市で私の両親が、私の国民年金の加入手続きを行い、それ以降、私が結婚する8年5月まで、私の国民年金保険料を納付してくれた。当時は、兄も学生であったので、母はよく覚えていないようだが、兄と私の保険料を一緒に納付していたかもしれない。

申立期間②について、私は、結婚した平成8年5月から9年3月までの期間は、国民年金の第3号被保険者であったが、同年4月からは収入があったので、国民年金の第1号被保険者となった。

平成9年4月以降の国民年金保険料は、自身で郵便局から毎月納付していたと思うが、まとめて保険料を納付したことも少なくとも1回以上あった。その際は、10万円を超える金額を納付した記憶がある。

また、平成10年6月に妻が仕事を辞めた以降は、夫婦のうちどちらかが、納付可能な時に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間①が未加入期間とされていること、及び申立期間②が未納の記録とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の実家のあるB市が管理する国民年金被保険者台帳管理簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が平成3年5月24日に払い出されていることが確認でき、この頃に申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったと推定できることから、申立内容と符合しない。

また、申立人の所持する当該国民年金手帳記号番号の年金手帳の「初めて被保険者となった日」を見ると、制度改正により、学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月1日の年月日が記載されており、同日から国民年金の第1号被保険者となったことが確認できる上、申立人のオンライン記録を見ても、申立人が同年4月1日付けで国民年金の第1号被保険者資格を取得するまでに、国民年金の加入手続が行われた形跡は見当たらないことから、申立期間①は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①当時、申立人の兄も学生であったことから、申立人自身とその兄の国民年金保険料を申立人の母と一緒に納付していたかもしれないと陳述しているが、兄のオンライン記録を見ると、申立期間①に該当する期間は、未加入期間となっている。

次に、申立期間②について、申立人のオンライン記録を見ると、平成14年6月13日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、その発行時期から申立期間②のうち、12年5月から13年3月までの期間の過年度納付書であると考えられる。したがって、当該期間の国民年金保険料は現年度納付されておらず未納であったと推定できる上、当該納付書の発行時点においては、申立期間②のうち、10年4月から12年4月までの保険料は、時効により納付できない。

また、申立人は、申立期間②のうち、その妻が共済組合員資格を喪失した平成10年7月から13年3月までの国民年金保険料は、夫婦共に未納の記録であるが、夫婦のどちらかが二人分の保険料を納付していたと思うと陳述している。しかし、申立人の妻のオンライン記録を見ると、12年2月に10年7月1日を勸奨事象の発生年月日とする国民年金被保険者資格の取得勸奨が行われていることから、当時、申立人の妻は国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、申立期間②は36か月と長期間であり、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、記録管理の強化が一層図られている上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていることを確認できる資料は無く、収納記録が欠落する可能性も低い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号による納付の可能性について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号の払出し又は基礎年金番号の付番が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 20 日から 43 年 5 月 21 日まで
② 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 2 月 8 日まで
③ 昭和 44 年 2 月 24 日から同年 8 月 26 日まで
④ 昭和 48 年 8 月 25 日から 49 年 10 月 31 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社、C社及びD社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認でき、当該請求書の住所欄には支給決定当時の申立人の住所地が記載されている上、脱退手当金裁定伺には当該住所地近くに在る金融機関に対し、昭和 50 年 6 月 11 日付けで小切手を振り出した記録が確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、脱退手当金裁定請求書には未請求の期間に係る事業所名が記載されておらず、また、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月2日から42年8月16日まで
② 昭和42年8月10日から43年12月14日まで
③ 昭和45年9月1日から48年7月27日まで
④ 昭和48年8月9日から49年12月11日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社に3回勤務した期間のうち、最後に勤務した期間を除く2回の期間（申立期間①、③）、B社に勤務した期間（申立期間②）及びC社（申立期間④）に勤務した期間における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認でき、当該請求書の住所欄には支給決定当時の申立人の住所が記載されている上、脱退手当金裁定伺には当該住所地近くに在る金融機関に対し、昭和50年8月12日付けで小切手を振り出した記録が確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、脱退手当金裁定請求書には未請求の期間に係る事業所名が記載されておらず、また、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から33年10月15日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、同社で資格を喪失した約4か月後の昭和34年2月17日に、旧姓から新姓へ氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年5月30日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和34年2月26日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間での被保険者資格を喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険

者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはないかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月 21 日から 53 年 4 月 12 日まで
② 昭和 53 年 4 月 12 日から 54 年 3 月 29 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①のA社及び申立期間②のB社で勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和 53 年 4 月にA社の事業所が閉鎖となり、親会社のD社のグループ会社であるB社で勤めることになった。両社での加入記録が無いのであれば、D社で加入しているはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録等から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。また、同社はE業に該当し、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用業種ではなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人が申立期間当時の同僚として記憶している者は、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録等から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、昭和 53 年 4 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社の申立期間当時のF職及びG職は、「従業員の社会保険を喪失させることについて、社員を集めて説明があった。厚生年金保険に加入し続ける

ことが困難な状況なので、国民年金に切り替える様に言われた。社会保険の適用がなくなってからは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述しているところ、当該兩名及びオンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に資格を喪失し、同社の売却先であるC社において、昭和56年10月1日に資格を取得していることが確認できる元従業員13人全員が、B社で被保険者資格を喪失後にC社等で被保険者資格を取得するまでの間、国民年金に加入していることが確認できる。

なお、申立人は、A社及びB社での加入記録が無いのであれば、親会社であるD社で厚生年金保険に加入しているはずであると申し立てている。しかし、同社の経理部長等であった者は、「D社は、管理会社であって直営所を持たない会社だった。子会社に正社員として就職した者は、D社で社会保険に加入することはない。」旨陳述しているところ、同社で加入記録の有る元従業員も、「申立人は、子会社の社員として採用されたので、D社で厚生年金保険に加入することはないと思う。」と陳述している上、同社の他の元従業員も同様の陳述をしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 10 月 10 日までの期間
のうち 1 年 6 か月ぐらいの期間

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社C支社(昭和 27 年に、B社へ名称変更)に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社に入社した時期は覚えていないが、同社では 1 年 6 か月間ぐらい勤務し、退社後すぐに次の事業所に入社した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社C支社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 11 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社は、平成 21 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、同社から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、「申立期間当時、A社は経営状況が悪く、社会保険に加入していなかった。その間は、給与から保険料を控除されていなかったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月頃から 36 年 1 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、B県C市（現在は、B県D市）にあったA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、「事業所名が片仮名か漢字であったか覚えていない。事業所があったC市という地名だけしか覚えていない。」と陳述しているところ、オンライン記録を検索した結果、申立期間当時、B県内にはE社という名称の適用事業所が1社確認できるものの、所在地が異なる上、当該事業所の被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 21 日から 30 年 5 月 1 日まで
② 昭和 30 年 12 月 1 日から 31 年 10 月 4 日まで
③ 昭和 31 年 10 月 10 日から 32 年 6 月 1 日まで
④ 昭和 32 年 11 月 30 日から 33 年 1 月 22 日まで

申立期間①及び②について、私は、A社で正社員として勤務した。

また、申立期間③については、B社で正社員として勤務した。

さらに、申立期間④については、最初はF職として、C社D営業所に勤務したが、勤務時間は正社員と同じであったので、入社当初から社会保険に加入しているはずである。

しかしながら、年金事務所の記録では申立期間①、②、③及び④の加入記録が無く、納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間を含めてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る事業所記号払出簿及びオンライン記録を見ると、同社は昭和 26 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったものの、28 年 2 月 20 日に適用事業所ではなくなっており、その後の 30 年 5 月 1 日に再び適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間①は、同社が適用事業所ではなかった期間に当たる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出して調査した同僚は、「A社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間は、給料から保険料を控除されていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、申立期間当時の事業主は所在が不明であり、A社で社会保険事務を担当していた同僚も特定できないため、これらの者に申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について事情照会を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、上述の同僚は、「申立人と一緒に勤務していた記憶があるが、具体的な勤務期間及び退職時期までは不明である。」と陳述している上、上記被保険者名簿において、申立期間中に被保険者資格を取得している3人の同僚を別途に抽出し調査したものの、いずれも「申立人を記憶していない。」と回答しているなど、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができなかった。

また、上記3人の同僚は、いずれも「自身の退職日と資格喪失日の記録に誤りはない。」と陳述している。

さらに、申立期間当時の事業主は所在不明であり、A社で社会保険事務を担当していた同僚も特定できないため、これらの者に申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について事情照会することができない。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、当該期間を含めてB社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和32年6月1日であり、申立期間③は、同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において所在が判明した5人の同僚を抽出し、事情照会したところ、2人から回答が得られ、このうちの1人は、「B社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に、給料から保険料が控除されたことはなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立期間当時の事業主は所在不明であり、B社で社会保険事務を担当していた同僚も特定できないため、これらの者に申立人の厚生年金保険料の控除の状況について事情照会することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、当該期間を含めてC社E営業所に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録によると、申立人は、同社E営業所において、昭和32年11月22日に資格を取得していることから、申立人の当該期間における勤務が確認できる。

しかしながら、C社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく昭和33年1月22日に資格を取得している同僚9人を抽出し、これらの者の雇用保険の加入記録を調査したところ、全員が申立人と同様に、32年11月22日に資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、同社E営業所では、雇用保険と厚生年金保険を一体として加入させておらず、また、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記9人の同僚のうち、回答が得られた3人からは、「私がC社E営業所に入社したのは、昭和32年11月頃であった。しかし、同社での厚生年金保険の資格取得日を見ると、33年1月22日となっているので、入社直後の2か月間は試用期間であったと思う。また、当該期間中の給与からは、厚生年金保険料を控除されていなかったと考えられる。」旨の陳述が得られた上、現在のC社E営業所の事務担当者からも同趣旨の回答が得られた。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間④における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月 1 日から平成元年 6 月 30 日まで
② 平成元年 7 月 1 日から 3 年 4 月 26 日まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の標準報酬月額は、実際の給与支給額よりも低額となっている。

また、申立期間②について、C社に勤務していた期間の標準報酬月額も、実際の給与支給額よりも低額となっており、特に、この期間については、所持している給料支払明細書からも明らかである。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、B社の事業主は、「申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保存しておらず、申立人の申立期間における報酬月額の届出状況及び保険料控除額等は不明である。」旨回答している。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 1 月 1 日までの期間については、申立人から給与支給額及び保険料控除額について確認できる資料の提出は得られず、これらを確認することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和63年1月1日から64年1月1日までの期間については、申立人から「平成元年度市・県民税徴収区分変更及び税額変更通知書」が提出されているところ、当該変更通知書に記載されている社会保険料額を基に検証した各月の厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、昭和64年1月1日から平成元年6月30日までの期間については、申立人から「平成2年度市県民税納税通知書」が提出されているところ、当該納税通知書で確認できる給与支給額及び社会保険料控除額は、その記載金額から判断すると、A社、又は申立期間後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できるC社のいずれか一方の金額のみが計上されているものとみられ、計上されている事業所を特定することができないことから、申立人の当該期間におけるA社での給与支給額及び保険料控除額を検証することはできず、当時の事情について明らかとすることができなかつた。

また、オンライン記録において、申立人とほぼ同時期にA社における被保険者記録が確認できる10人に対して、同社における標準報酬月額に係る届出状況及び保険料控除の状況について事情照会し、5人から回答が得られたものの、事実に反して報酬月額が低く届けられていると回答した者は見当たらないほか、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間①において、申立人主張の給与支給額に基づき、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てている。

しかしながら、申立人提出のC社における給与支払明細書で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は、20万円から38万円までとオンライン記録を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間②において、申立人主張の給与支給額に基づき、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年12月から35年4月1日までの期間及び38年6月から同年12月23日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和35年4月1日から38年4月23日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年12月から35年4月1日まで
② 昭和35年4月1日から38年4月23日まで
③ 昭和38年6月から同年12月23日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B営業所で、L業務などの仕事をしていた。

また、A社で勤務した期間のうち、申立期間②については、標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。当時の給与は、手取額で2万円ないし2万3,000円ほどだった。

さらに、C社（現在は、D社）E営業所で勤務した期間のうち、申立期間③の加入記録も無い。同社には昭和38年6月に採用されたが、勤務予定地であったE営業所が建設されるまでの間、F市にあったG社で勤務したこともあったので、どちらの事業所に雇用されて給与が支給されていたかは分からないが、勤務していたことは間違いない。

申立期間①及び③については、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。また、申立期間②については、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された昭和43年1月30日作成の

履歴書から、申立人がA社B営業所で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和39年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記の記録も見当たらないため、事業主等から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。また、申立人が同社の関連会社だったとするH社（現在は、I社）も、「申立期間当時の関係資料が無いので、申立人の勤務実態、給与の支払及び保険料控除の状況などは全く分からない。」としている。

さらに、A社B営業所で申立期間当時に経理事務を担当していた者は、「A社B営業所では、入社後3か月ないし6か月ほどは試用期間で、社会保険に加入させていない期間があった。その間は給与から保険料の天引きはしない。」旨陳述しているところ、申立人が同僚とする者が所持する給与明細書を見ると、同人が厚生年金保険被保険者となる前の期間に係る給与からは保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、A社及び同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、給与は手取額で2万円ないし2万3,000円ほどであったのに、標準報酬月額はこれより低く記録されていると主張している。

しかし、前述のとおり、A社から申立人の申立期間における給与の支払及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、前述の元同僚が所持する昭和33年7月から37年7月までの給与明細書に記載されている保険料控除額を検証すると、35年8月を除き、同人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と同額又は低額であることが確認できる。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人に係る欄を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡等は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな

い。

- 3 申立期間③については、申立人は、C社E営業所又はG社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人から提出された前述の履歴書を見ると、昭和38年12月にC社に入社した旨記載されている上、申立期間における職歴の記載は無く、申立人の主張と符合しない。

また、J社及びG社は、申立人の人事記録及び賃金台帳は保管していないとしており、事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、C社E営業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和38年12月23日）に資格を取得している被保険者8人（申立人を含む。）、同社K営業所で申立期間に被保険者記録のある17人、及びG社で申立期間に被保険者記録のある10人の計延べ35人のうち、連絡先の判明した12人に照会したところ8人から回答を得たが、このうち6人は申立人を記憶しておらず、残る2人は申立人を記憶していたが、申立人の勤務していた時期までは不明としているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12562

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年から 47 年まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の記録が無いことが分かった。

私は、Bの資格を持っており、A社ではC業務に従事していた。また、D業務を行う同社の支社でも勤務した。

申立期間には1日8時間、週6日間勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が、A社においてC業務に従事していたことが推認できる。

しかし、商業登記の記録によると、A社は平成20年に破産手続が終結しており、申立期間当時の事業主も病気のため、事業主等から申立人の雇用形態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人を記憶している複数の元従業員は、申立人が担当していたC業務について、A社の社員ではない外部に業務を委託する例が多かったと陳述しているところ、申立人と同様にC業務を担当していたとする者は、「私はA社の社員ではなく、業務を請け負っていたので、国民健康保険に加入していた。」としており、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、申立人がC業務の傍ら勤務したとするA社の支社において、自身と同様にD職として勤務していたとする同僚についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12563 (事案 8415 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月8日から29年11月1日まで
② 昭和30年7月5日から同年10月1日まで
③ 昭和31年6月1日から同年9月24日まで

昭和28年3月2日から34年8月15日まで、A社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が3回も途切れている。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は推定できるものの、保険料が控除されていたことまでは認められないとして、申立ては認められなかった。

前回の申立てが認められなかった理由の一つに、12人の同僚も私と同じく被保険者資格の喪失及び取得を繰り返していることが挙げられているが、私の二人の兄もA社で勤務していたので、兄の被保険者記録についても確認してほしい。

また、年金事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、私の健康保険被保険者証が社会保険事務所(当時)に返還されたことを表す記載がいずれの資格喪失時にもあるとのことであるが、在籍期間中に同被保険者証を会社に返した覚えはない。

新たに提出できる資料は無いが、前回の審議結果に納得できないので、改めて調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことは推定できるものの、i) 同社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立期間において申立人と同様に、被保険者資

格の喪失及び取得を繰り返している同僚が 12 人確認できる、ii) 同社は既に解散し、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であり、上記 12 人についても、全員が死亡又は連絡先不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない、iii) 前述の被保険者名簿を見ると、申立人の昭和 28 年 9 月 8 日、30 年 7 月 5 日及び 31 年 6 月 1 日の被保険者資格の喪失に伴って、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返還されたことを表す「証返」の記載がいずれの資格喪失時にも確認できる等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私の二人の兄も A 社で勤務していたので、兄の被保険者記録についても確認してほしい。」としているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の兄二人のうち一人については、申立人と同様にその勤務したとする期間の一部の被保険者記録が空白となっており、もう一人の兄については、一切の被保険者記録が確認できない。

また、申立人は、「年金事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、私の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返還されたことを表す記載が、いずれの資格喪失時にもあるとのことであるが、在籍期間中に同被保険者証を会社に返した覚えはない。」と主張しているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、当該主張を裏付ける事情は見当たらない。

なお、申立人は、「被保険者記録に空白が生じているのは、会社が悪いのか、それとも社会保険事務所が悪いのか、はっきりしてほしい。」と主張しているところ、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、事業主に被保険者資格の喪失及び取得を繰り返す届出を行ったかどうかについて確認することはできないが、事業主からこれらの届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が申立人を含めた複数の者について、ほぼ同時期に複数回も被保険者記録に空白を生じさせる記録を行うとは考え難いことから、事業主からこれらの届出が行われた可能性が高いと考えられる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 12 日から 43 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったため、脱退手当金は請求も受給もしていない。また、退職後すぐにB県から実家のあるC県に帰っていた。納得がいかないため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印とともに、住所欄には、C県に有る申立人の実家の住所が記載されている上、同様に保管されていた申立人に係る脱退手当金計算書を見ると、脱退手当金の送金先として当該住所地近くの金融機関が指定されているなど、その記載内容に不自然な点は見られない。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和43年3月8日に支給決定されている上、脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、A社の社名及び所在地のゴム印が押されており、前述のとおり当該裁定請求書等には申立人の実家の住所及び送金先として当該住所地近くの郵便局が記載されていることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不

自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、A社を退職後は再就職を考えていなかったとしており、同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から国民年金に昭和54年4月に加入するまで、申立人には公的年金の加入歴が無いことを踏まえると、当時、申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

日本年金機構から送付されてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低く記録されていることが分かった。当時の報酬額は、標準報酬月額の最高等級以上の額であったので、報酬額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、「申立人は外注者であったことから、売上げに応じた支払をしていたと思われるが、申立人の売上げ及び支払などに関する資料は無く、申立期間当時の事業主は既に死亡し、事務担当者も退職しているため、申立人に係る標準報酬月額の決め方及び保険料控除額等は不明である。」としている。

また、申立人は、申立期間当時の各月の報酬額を自ら記載した書類と、A社からの各月の振込額が記載された預金元帳を提出し、報酬額と振込額の差額が控除された保険料の額であると主張しているが、当該差額のうち、厚生年金保険料額の占める割合が明らかでないことから、保険料控除額を特定することができない上、前述のとおり、同社は当時の関連資料を保管していないとしているため、実際の報酬額が申立人提出の書類どおりであったかどうかについて確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立期間同時にA社における被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したところ、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料が控除されていたとする者はいない上、元従業員の一人が保管している申立期間当時の給料支払明細書（68 か月分）

を見ると、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、A社提出の平成14年度及び15年度に係る健康保険被保険者報酬月額算定基礎届を見ると、記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、同社が加入しているB厚生年金基金及びC健康保険組合に記録されている申立期間当時の標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年頃から 50 年頃まで
② 昭和 50 年頃から 52 年頃まで
③ 昭和 52 年頃から 60 年頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社又はC社及びD社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間①については、昭和 46 年頃から 50 年頃までA社においてE業務従事者として継続して勤務した。また、申立期間②については、同年頃から 52 年頃までB社又はC社に継続して勤務した。申立期間③については、同年頃から 60 年頃までD社に継続して勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地であったとするF市を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の事業主について、名字しか記憶していないため特定が困難であり、そのほかの同僚等の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

なお、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月 1 日から同年 10 月 18 日までの期間において、申立人は、A社とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人主張の「A社」の所在地であるF市において、「G社」という類似名称の厚生年金保険適用事業所が確認できることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人に該当する記録は見当たらなかった。

また、当該「G社」に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る46人のうち、所在の判明した7人に照会したところ、3人から回答を得たが、いずれも申立人に係る記憶はないとしている。

申立期間②について、申立人は、B社又はC社に勤務していたと陳述しているところ、いずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、当該事業所の所在地であったとするH市を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人のB社及びC社における雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

なお、申立人主張の事業所所在地であるH市において、「I社」という類似名称の厚生年金保険適用事業所が確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票を調査したが、申立人に該当する記録は見当たらない上、同被保険者原票から所在の判明した4人に文書照会し、1人から回答を得られたものの、申立人に係る記憶はないとしている。

申立期間③について、D社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地であったとするF市を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、D社の事業主の氏名を記憶しておらず、唯一記憶しているとして氏名を挙げた同僚はオンライン記録において特定できなかったことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人のD社における雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、昭和53年から59年までの職業別電話帳において、D社を検索したが、該当する事業所は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 4 日から 57 年 5 月 6 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 51 年 10 月から 60 年 3 月まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月からA社に勤務していたので、申立期間における厚生年金保険料控除及び健康保険被保険者証に係る記憶はないものの、厚生年金保険の加入記録が 57 年 5 月 6 日からとなっているのは納得できないとしているところ、申立人は、51 年 10 月 4 日に同社において雇用保険の被保険者資格を取得していることから、申立人の申立期間における勤務は確認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の保険料控除に係る資料は保存していない。」としており、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時は、原則として、社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたが、給与から保険料の控除を希望しないとする者については加入させてなかったので、申立人についても、入社時から加入していないのであれば、6年もの長期間にわたって資格取得の手続を失念するとは考え難いことから、本人の希望によるものではないかと思われる。また、加入していない者の給与から保険料控除することは断じてなかった。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であったことが確認でき、所在が判明した同僚 18 人に照会したところ、13 人から回答があり、そのうちの 11 人が申立人の申立期間における勤務は記憶しているものの、いずれの者も、申立人の厚生年金保険料控除について

までは分からないとしている。

さらに、上述の同僚照会で回答を得た者のうちの1人で、申立人を先輩として記憶する者は、「申立人については分からないが、私の場合は、昭和53年1月の入社時に、A社の会計担当者から、給与から保険料控除を希望しないのであれば、国民年金に加入するよう勧められた。厚生年金保険には、入社数年後に申し出て加入させてもらった。」としているところ、当該会計担当者は、A社に係る前述の被保険者名簿において確認できるものの所在不明であり、後任の会計担当者は、現在病气療養中であるとされることから事情聴取は困難であるものの、当該同僚の雇用保険の資格取得日は昭和53年1月23日であるのに対し、厚生年金保険の資格取得日は55年11月6日となっていることから、陳述と符合する。

加えて、A社が加入していたB厚生年金基金の資格取得日は、昭和57年5月6日となっており、年金事務所の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 21 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 38 年 6 月 16 日から 39 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 30 日から同年 7 月 16 日まで
④ 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和33年3月21日から同年6月1日までの期間、C社（現在は、D社）E事業部に勤務していた38年6月16日から39年3月1日までの期間、F社に勤務していた同年3月30日から同年7月16日までの期間、及びG社に勤務していた同年11月1日から40年10月1日までの期間について、加入記録が無い旨の回答を得た。当該①、②、③及び④の申立期間については、各事業所の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので、各申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和33年6月1日に被保険者資格を取得している女性従業員二人のうちの一は、「私は、中学を卒業してすぐの昭和33年3月に入社したところ、申立人も同月に入社したと記憶している。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務が推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人に係る勤務実態及び保険料控除については確認できないとしている。

また、上述の、申立人と同日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性従業員は、同人自身の厚生年金保険被保険者資格の取得日が

入社3か月後となっていることについて、「見習期間だったからだと思う。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「A社には、姉の紹介で入社した。」としているところ、申立人の姉夫婦は、「A社においては試用期間があり、当該期間については厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と陳述しており、姉夫婦各々の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、各々が記憶する入社日の3か月後となっており、陳述と符合する。

加えて、申立人を記憶し、オンライン記録において、昭和34年12月19日にA社で被保険者資格を取得している者は、「前職を昭和34年8月に退職し、すぐにA社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は入社4か月後となっている。」としている。

これらのことから、A社は、申立期間当時、従業員については試用期間を設けており、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、「昭和35年にC社H営業所に入社し、途中で同社I営業所へ異動したが、39年2月末日まで継続して勤務し、期間を空けずにJ社に転職した。」と申し立てている。

しかし、D社は、「申立人が当社H営業所から異動したとする当社I営業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同営業所に勤務する者については、H営業所において厚生年金保険に加入させており、同営業所への異動を理由として資格を喪失させることはなかった。」と回答しているところ、同社提出の退職者管理台帳における申立人の雇入年月日及び退社年月日は、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日と一致している。

また、申立人のC社における同僚で、退職後に婚姻した申立人の元妻は、「私は、申立人とほぼ同日に退職した。」と陳述しているところ、同人の資格喪失日は、申立人の1日後の昭和38年6月17日であることがオンライン記録により確認できる。

申立期間③について、申立人は、「F社に入社したのは、前職のJ社を辞めてすぐであり、入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と申し立てている。

しかし、F社は、「申立期間当時の関係書類は保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料の控除は確認できないが、入社日から資格取得日に空白期間があるとすれば、試用期間を設けていたためであると思われる。加入させていない従業員の給与から保険料控除していたとは考え難い。」旨陳述している。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録のある同僚6人に照会し、4人から回答を得たところ、そのうち自身の入社日を記憶している2人は、「入社日から資格取得日までに空白期間がある。」としていることから、同社の陳述と符合する。

これらのことから、F社は、申立期間当時、従業員については試用期間を設

けており、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

申立期間④について、申立人は、「G社に入社したのは、前職のF社を辞めてすぐであり、入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と申し立てている。

しかし、G社は、昭和41年6月10日に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年8月20日に解散していることが商業登記により確認できる上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人は、G社の事務担当者の名前を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同人の氏名は確認できるが、既に死亡していることから、事情照会できない。

さらに、G社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が有る者のうち、所在が判明した6人に文書照会したところ、3人から回答があり、そのうちの2人は申立人を記憶しておらず、唯一申立人を記憶しているとする者についても、申立人の勤務期間及び保険料控除については分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月8日から63年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和63年5月1日から平成4年4月23日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年6月8日から63年5月1日まで
② 昭和63年5月1日から平成4年4月23日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①の記録が無いとの回答があった。同社ではC業務の仕事をしており、入社後間もなく厚生年金保険に加入したはずなので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社で勤務していた期間の給与は、40万円から50万円ぐらいまでであったのに、標準報酬月額の記録は15万円から18万円までとなっているので、調査の上、申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出のA社発行の表彰状交付日及び複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「当社では、現在、正社員は厚生年金保険の加入対象、パート従業員は厚生年金保険の加入対象外として取り扱っており、パート従業員がある程度の成績を残し、かつ、責任者又は本人からの申請があった場合は正社員に登用し、同時に厚生年金保険の加入手続を行っている。しかし、現在も在籍中で勤務年数が長い正社員の中には、厚生年金保険に加入していな

い者が数人いるため、申立期間当時も、現在と同様に全ての正社員を加入対象とする取扱いをしていたかは不明である。申立人の勤務期間、雇用形態、厚生年金保険の加入時期及び保険料控除については、申立期間当時の資料が残っていないことから不明である。」旨回答している。

また、申立人は、「入社当初はパート勤務であったが、数か月勤務した後に正社員になった。」としているところ、申立人が正社員になった時期を記憶している同僚はおらず、申立人の正社員登用時期を確認することはできない。

さらに、同僚の一人は、「入社時に正社員として勤務し、厚生年金保険に加入することを希望したので、入社当初から正社員となり厚生年金保険に加入した。」旨回答し、別の同僚は、「ある程度の実績を積んだため、正社員になることを勧められたが、夫の健康保険の被扶養者となっていたので断った。しかし、入社から約 12 年後に夫の被扶養者ではなくなったので、正社員になることを希望し厚生年金保険に加入した。」旨回答している上、別の同僚は、「入社から約 10 か月後に、自身から希望して正社員になったが、同時に厚生年金保険に加入したかは覚えていない。」旨回答しているところ、当該同僚のオンライン記録による資格取得日は、正社員になった約 6 か月後となっているなど、申立期間当時の A 社では、雇用形態及び厚生年金保険被保険者の資格取得時期に一律の基準はなく、^{まちまち}区々となっている。

なお、申立人のオンライン記録を見ると、昭和 49 年 4 月 21 日から 61 年 4 月 21 日までの期間は、申立人の実家が経営していたとする D 社において厚生年金保険の被保険者記録が有り、同年 4 月 21 日から 63 年 5 月 1 日までの期間は、国民年金の第 3 号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A 社における昭和 63 年 5 月 1 日から平成 4 年 4 月 23 日までの標準報酬月額（15 万円から 18 万円まで）が当時に受け取っていた給与額（40 万円から 50 万円まで）より低額であると申し立てている。

しかしながら、B 社は、「現在の給与体系は保証給と歩合給に分かれており、標準報酬月額の算定の基礎としているのは保証給だけで、歩合給については標準報酬月額の算定の基礎には含めていない。申立期間当時のことは資料も無く分からない。」旨回答している。

また、申立期間当時、A 社において給与事務を行っていた同僚は、「E 職の給料は、保証給と歩合給とで構成されていた。したがって、毎月の給与額は、成績によって大幅な変動があった。そのため、保証給の金額を標準報酬月額と

して、それに見合う保険料を給与から控除していた。」旨陳述している。

さらに、申立期間に申立人と同じC業務の仕事をしていた同僚から提出された給与明細書を見ると、現在のB社の給与体系及び標準報酬月額の算定方法と同じように、保証給部分及び歩合給部分に分かれており、標準報酬月額は保証給部分の合計額で算定されているものと認められ、保険料控除額はオンライン記録に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録では、標準報酬月額が遡って訂正された等の事情は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月 26 日から 51 年 8 月 1 日まで
② 昭和 51 年 8 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①については、私は、昭和 48 年 9 月 20 日に A 社に入社し、B 業務従事者として 51 年 7 月 31 日まで勤務しており、申立期間②については、同年 8 月 1 日に C 社に入社し、同じく B 業務従事者として 61 年 8 月 30 日まで勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 社で勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社は、平成 4 年 2 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料も保存されていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、A 社における同僚として 4 人の氏名を挙げており、そのうち、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録の有る 2 人に事情照会し回答を得られたところ、1 人は「申立人は覚えていない。自身の年金記録は自身の記憶と合っているが、厚生年金保険については、手取りが少なくなるので加入しない者が何人かいた。」旨陳述しており、もう 1 人は、「申立人とは私が A 社へ入社した後に知り合い、同社の社員であったことを知ったが、自身が入社した時には既におらず一緒に働いた記憶がない。自身の厚生年金保険の加入記録は自身の記憶と合致している。」

旨陳述している。

さらに、上記の4人の同僚とは別に上記被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る者19人のうち所在の判明した7人に事情照会し、4人から回答を得られたものの、申立人について記憶のある者はいない。

加えて、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い上、同名簿の記録に不自然な点も見られないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間を含めてC社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、平成16年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、C社における同僚として5人の氏名を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において全員の被保険者記録が有るものの、そのうち2人は既に亡くなっており、1人は所在不明のため、残りの2人に事情照会し唯一回答の得られた1人は、「申立人を記憶している。同じ職場の先輩であった。自身の記録も入社は昭和54年4月なのだが、記録は3年後の57年4月からとなっている。53年に高校を卒業し、1年間他の事業所で働いた後、すぐにC社に移ったことを記憶しているので、入社した時期に間違いはないと思う。」旨陳述しており、申立期間において、同社は、必ずしも従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、上記の5人の同僚とは別に上記被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録の有る者20人のうち所在の判明した9人に事情照会し、4人から回答を得られたものの、2人は申立人を記憶しておらず、2人は「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険に加入していたかどうかなどは分からない。」旨陳述しており、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、C社が加入するD協同組合の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険については、当組合に単独で加入している者と事業所単位で加入している者というが、必ずしも全員が加入していることはなかった。」と陳述している。

また、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い上、同名簿の記録に不自然な点も見られないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私が同社を退職したのは昭和 56 年 7 月 31 日であり、また、給料支払明細書を見ると、申立期間を含めた 39 か月分の保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の昭和 53 年 5 月分から 56 年 7 月分までの給料支払明細書によると、申立人主張のとおり、各月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、同社を昭和 56 年 7 月 25 日に退職したことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る同僚 5 人に事情照会し、3 人から回答を得られたものの、申立人が申立期間においても勤務していたとする具体的な陳述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、厚生年金保険法第 19 条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第 14 条では、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、

申立人のA社における資格喪失日は、昭和56年7月26日であり、申立人が主張する申立期間は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年9月1日から平成8年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から平成10年1月1日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。社会保険事務所（当時）の指導により引き下げられたものであることから、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年4月から4年9月までは53万円と記録されていたところ、同年9月1日付けで、3年4月1日に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。また、昭和63年9月から平成元年11月までは47万円、同年12月から3年3月までは53万円、上記訂正後の期間を含む同年4月から5年9月までは20万円、同年10月から8年9月までは30万円と記録されていたところ、同年12月5日付けで、その全ての期間について、9万8,000円へと遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿及び申立人の陳述により、申立人は、申立期間前の昭和62年7月24日から現在までの期間において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「平成4年頃には、景気が悪く事業が成り立たなくなった。社会保険料を滞納していたことから、社会保険事務所の徴収課長との話が2回

有り、8年頃に国民年金に切り替えるように言われて、『記録事項訂正届』を提出する等の手続をした。」旨陳述し、平成8年12月5日付け遡及訂正と符合する「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正について（通知）」を提出しており、申立てに係る標準報酬月額を減額訂正する届出が事業所によりなされ、申立人が関与したことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、昭和63年9月1日から平成8年10月1日までの期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年1月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているところ、当該期間については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、A社における被保険者は申立人一人となっており、当該期間の給与月額及び保険料控除額が確認できる資料の提出は無い。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、上記のとおり、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる申立人は、同社において社会保険関係の届出等に権限を有し、厚生年金保険料の給与からの控除及び社会保険事務所に対する保険料の納付についても知り得る立場であったと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとしても、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 19 日から 32 年 5 月 19 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、A 社を突然退職したため、退職金及び退職月の給与さえも受給しておらず、脱退手当金についても請求及び受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退手当金」の表示のほか、支給金額及び支給年月日等の記載が確認でき、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、A 社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の、昭和 32 年 8 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、当時、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 23 日から 35 年 9 月 21 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社（現在は、B 社）C 営業所に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、A 社 C 営業所を退職後、一度も社会保険事務所（当時）に行っておらず、脱退手当金の支給決定日とされている昭和 36 年 5 月 22 日頃は、職業訓練を受講しており、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される直前の昭和 36 年 3 月 24 日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済 36 3 24」の表示が確認できる。

また、A 社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、同事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 8 か月後の昭和 36 年 5 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、A 社 C 営業所に係る前述の被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性 19 人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、18 人に支給記録が確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者としての資格喪失日及び資格取得日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 2 日から 55 年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、自身が代表取締役である A 社での申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。私は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から、平成 20 年 3 月 8 日に資格を喪失するまで、継続して被保険者であった。しかし、昭和 55 年 4 月に、妻が同社で厚生年金保険の資格を取得する手続きを行った際、私の厚生年金保険被保険者の記号番号が社会保険事務所（当時）で誤って記録されており、私が、申立期間に厚生年金保険に加入しながら、国民年金保険料と国民健康保険料を支払続けていたということが分かった。

申立期間の記録が無いのは、社会保険事務所が、私の厚生年金保険被保険者の記号番号を誤っていたことを隠ぺいするために、記録を改ざんしたことが原因であるので、申立期間も私が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は、自身が代表取締役であった A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 53 年 6 月 1 日に、同社で被保険者資格を取得したが、およそ 1 か月後の同年 7 月 2 日に同資格を喪失し、その後 55 年 4 月 1 日に同社で再取得しているところ、申立人は、社会保険事務所において誤って記録されていた自身の厚生年金保険被保険者に係る記号番号が正しく訂正されなかった結果として、申立期間が遡及して未加入期間とされたと主張している。

そこで、申立人提出の申立人に係る i) 昭和 53 年 6 月 1 日付け健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（昭和 53 年 6 月 1 日付け社会保険事務所の受付印有り）、ii) 同年 7 月 2 日付け同資格喪失確認通知書（昭和 53 年 7 月 22 日付け社会保険事務所の受付印有り）及び iii) 55 年 4 月 1 日付け同資

格取得確認通知書（昭和 55 年 7 月 16 日付け社会保険事務所の受付印有り）を見ると、i）及びii）においては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が誤って記載されていることが確認でき、iii）については、一旦誤った被保険者台帳記号番号が記載された後に、正しい記号番号に訂正された事跡が確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の 53 年 6 月 1 日から同年 7 月 2 日までの厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者台帳記号番号欄においても、同様の訂正の事跡が見受けられる。

しかし、当該被保険者台帳記号番号の訂正処理に伴って、自身の厚生年金保険被保険者記録が改ざんされたという申立人の主張を裏付ける資料及び周辺事情は見当たらず、不自然な処理が行われた事跡を確認することはできない。なお、日本年金機構は、「申立期間当時、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記号番号の訂正は、誤った記号番号部分を二重線で抹消し、正しい記号番号を記入することによって行っていた。」としている。

また、上記被保険者名簿における申立人の昭和 53 年 6 月 1 日から同年 7 月 2 日までの厚生年金保険被保険者期間に係る備考欄には、同年 7 月 2 日の資格喪失に伴って、申立人から社会保険事務所へ健康保険被保険者証が返却されたことを示す記載が確認できる上、これらの届書及び同被保険者名簿の記録は、A社に係る被保険者増減表の記録とも一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社によって厚生年金保険料を給与から控除され、社会保険事務所に対して保険料が納付されていた裏付けとして、申立期間を含む昭和 53 年から 56 年までの確定申告書控えを提出しているが、それらに記載されている申立期間に係る社会保険料控除額は、同申告書控えに記載されている申立人の同社での給与額に見合う社会保険料の総額とかい離している上、二人分（申立人及びその妻）の国民年金保険料と 55 年の確定申告書控えの記載から推認できる国民健康保険料を合わせた額と符合する。

なお、申立人は、申立期間に係る自身の報酬について、上記の確定申告書控えに記載されている給与額よりも低かったと主張しているが、前述の昭和 53 年 6 月 1 日付け資格取得確認通知書には、申立人の標準報酬月額は最高等級と記載されているところ、その後、申立人に係る標準報酬月額を低く変更する届出が行われたことを確認することはできない。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳からは、申立人の主張どおり、申立人が、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるが、還付事跡が確認できるのは、申立期間後の、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月の国民年金保険料についてのみである。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者としての資格喪失日及び資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 4 日から 44 年 6 月 20 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、妻（当時）と一緒に入社し、社員寮に夫婦で居住してB業務に従事していた。妻に加入記録が有るのに、私に加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の陳述から判断して、申立人が、申立期間のうち、少なくとも妻の加入期間である昭和 41 年 4 月 4 日から 43 年 5 月 6 日までは、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が名前を記憶する男性従業員の中には、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいる上、同僚の一人は、「申立期間当時、申立人自身が、『健康保険被保険者証を持っていない。』と言っていた。」と、具体的に陳述している。

また、前述の被保険者名簿からは、申立期間のA社における被保険者数が、7人から16人までの範囲内で推移していたことが確認できるところ、一方で複数の元従業員は、申立期間における同社の従業員数について、30人程度だったと陳述しており、申立人自身も15人ないし20人程度だったと陳述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を健康保険及び厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないところ、前述の被保険者名簿において、申立期間の始期である昭和 41 年 4 月 4 日の前後 1 年以内に、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のほぼ全

員が、当該保険の資格取得日から1か月以内に雇用保険の加入資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社は、昭和62年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、現在の代表取締役は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の社会保険事務担当者も不明な上、申立期間当時の資料は保管されていない。」旨陳述していることから、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 7 日から 18 年 7 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 36 万円と記録されていることが分かった。申立期間は、毎月 60 万円の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う 59 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、A社提出の申立人に係る賃金台帳兼所得税源泉徴収簿を見ると、申立期間の厚生年金保険料控除額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

また、当該オンライン記録における標準報酬月額は、A社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写しに記載されている標準報酬月額、B厚生年金基金が記録する標準給与月額及びC健康保険組合が記録する標準報酬月額のいずれとも一致する上、オンライン記録に遡及訂正等の事跡は無く、記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間当時の事業主は私の夫であり、申立期間に標準報酬月額を下げる届を社会保険事務所（当時）に提出した記憶はないとしているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与額はその前の期間と同額であったのに、申立期間の標準報酬月額がその前の期間の標準報酬月額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、平成 9 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の夫である元事業主も賃金台帳等を保存していないため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社は、申立期間当時、B厚生年金基金に加入しているところ、同基金提出の厚生年金基金加入員台帳に記録されている申立人に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、同基金の担当者は、「月額変更の届出は、7枚又は8枚の複写式で行っており、その中に社会保険事務所に提出する書類も含まれているため、社会保険事務所の記録と当基金の標準報酬月額の記録が一致しているのであれば、事業所が届け出た記録に間違いはない。」としている。

さらに、A社が申立期間当時に加入していたC健康保険組合提出の加入員台帳を見ても、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録及びB厚生年金基金の記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立期間に標準報酬月額が減額改定されているのは、申立人及び事業主であるその夫の二人だけであり、また、遡及訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間当時の事業主は私であり、申立期間に標準報酬月額を下げる届を社会保険事務所（当時）に提出した記憶はないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与額はその前の期間と同額であったのに、申立期間の標準報酬月額がその前の期間の標準報酬月額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、平成 9 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主である申立人は、賃金台帳等の関連資料を保存していないため、申立人の申立期間における保険料控除等を確認することができない。

また、A社は、申立期間当時、B厚生年金基金に加入しているところ、同基金提出の厚生年金基金加入員台帳に記録されている申立人に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、同基金の担当者は、「月額変更の届出は、7枚又は8枚の複写式で行っており、その中に社会保険事務所に提出する書類も含まれているため、社会保険事務所の記録と当基金の標準報酬月額の記録が一致しているのであれば、事業所が届け出た記録に間違いはない。」としている。

さらに、A社が申立期間当時に加入していたC健康保険組合提出の加入員台帳を見ても、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録及びB厚生年金基金の記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立期間に標準報酬月額が減額改定されているのは、事業主である申立人及びその妻の二人だけであり、また、遡及訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められるため、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A被用者年金（現在は、B被用者年金）の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることもできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

ねんきん特別便により、C社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、臨時社員として同社E営業所に勤務し、A被用者年金に加入していた期間なので、同被用者年金の組合員であったことを認めてほしい。

また、A被用者年金の加入記録が無ければ、C社E営業所で厚生年金保険に加入しているかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びF社提出の臨時社員就労カードによると、申立人は、申立期間において、C社E営業所に所属し、臨時社員として継続して勤務していたことが認められる。

しかし、B被用者年金は、「公共企業体職員等共済組合法第十二条により、申立期間当時、臨時社員は、A被用者年金の組合員になれなかった。」と陳述しているところ、当該法によれば、臨時に使用される者は、組合員とされる者から除外されていることが確認できる。

また、申立人に係る組合員原票を見ると、組合名欄には、「A被用者年金」、資格取得年月日欄には、「46・3・1」と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

なお、申立人は、前述の臨時社員就労カードの備考欄において、「資格取得年月日 44. 6. 1」及び「被保険者番号」の記載が確認できることを理由として、申立期間もA被用者年金に加入していたと主張しているが、当該資格取得

年月日及び被保険者番号は、申立人に係る雇用保険の資格取得日及び被保険者番号と一致しており、当該記載は、申立人の雇用保険に係る記載であると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、A被用者年金の組合員であったと認めることはできない。

一方、申立人は、申立期間について、C社E営業所で厚生年金保険に加入している可能性もあると主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人が、C社に同期入社し、申立期間に同社E営業所で同職種であったと記憶している同僚には、A被用者年金加入期間の前に厚生年金保険の加入記録を確認できない。

また、F社は、「臨時社員は、申立期間当時、厚生年金保険の加入対象者であった。」としているが、同社は、C社において、臨時社員の厚生年金保険への加入は、事業所単位の裁量にゆだねられていたとも回答しており、同社においては、必ずしも全ての臨時社員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、C社E営業所は、昭和62年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も特定できないため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

加えて、C社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同原票に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。